

官報

号外

昭和四十四年六月十三日

○第六十二回 参議院會議録第二十七号

昭和四十四年六月十三日(金曜日)

午前十時四十分開議

○議事日程 第二十八号

昭和四十四年六月十三日

午前十時開議

- 第一 国務大臣の報告に関する件(外務大臣の訪米報告)
- 第二 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、請暇の件
- 一、鉄道建設審議会委員の選挙
- 一、日程第一より第三まで
- 一、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る六日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

産業公害及び交通対策特別委員 木島 義夫君

昭和四十四年六月十三日 参議院會議録第二十七号 議長の報告

同 千葉千代世君
同 小平 芳平君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
産業公害及び交通対策特別委員 柳田桃太郎君
同 沢田 政治君
同 多田 省吾君

同日特別委員会において当選した委員長は左の通りである。
災害対策特別委員会
委員長 西村 関一君(足鹿覺君の補欠)

石炭対策特別委員会
委員長 松井 誠君(阿具根登君の補欠)

産業公害及び交通対策特別委員会
委員長 瀬谷 英行君(加藤シヅエ君の補欠)

同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。
建設省設置法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
千九百六十八年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案
地方交付税法の一部を改正する法律案

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
千九百六十八年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国立学校設置法の一部を改正する等の法律

地方交付税法の一部を改正する法律

同日内閣総理大臣から議長宛、土地調整委員会委員長谷口寛君外三名(去る五日議長承認)を第六十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

外務委員

建設委員

決算委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

外務委員

建設委員

決算委員

去る九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

商工委員

通信委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

商工委員

通信委員

同日内閣総理大臣から議長宛、同日付をもつて総理府恩給局長事務代理平川幸蔵君は同事務代理を解かれたので政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第六十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答し

た。

總理府恩給局長 矢倉 一郎君
大蔵省証券局長心得 坂野 常和君
去る十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

通信委員

建設委員

予算委員

議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

通信委員

建設委員

予算委員

議院運営委員

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

石炭対策特別委員

産業公害及び交通対策特別委員

同日議長において、左の特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

石炭対策特別委員

産業公害及び交通対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

石炭対策特別委員

産業公害及び交通対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

石炭対策特別委員

産業公害及び交通対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

石炭対策特別委員

産業公害及び交通対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

石炭対策特別委員

である。

簡易生命保險法の一部を改正する法律案可決報
告書

法務委員	大森 創造君
大蔵委員	野上 元君

通信委員	同	竹田 現照君
		二宮 文造君

名した。
法務委員
藤原 道子君

商工委員	竹田 現照君
通信委員	野上 元君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同 藤原 房雄君
小林 武君
石炭対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同
多田 省吾君
石炭対策特別委員
阿具根 登君

沖縄及び北方問題に関する特別委員

理事 横川 正市君（松本賢一君の補欠）
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ

昨十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

決算委員 松井 誠君
同日議長において、常任委員の楠久を左の通り指

通信委員	松本 賢一君
予算委員	岡 三郎君

産業公害及び交通対策特別委員 柳田桃太郎君
同 千葉千代世君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

公職選挙法改正に関する特別委員
千葉千代世君

政治亡命者保護法案（猪俣浩三君外五名提出）

改正する法律案（議院運営委員長提出）
議院運営委員会に付託

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

内閣委員会に付託
地方公務員法の一部を改正する法律案

を改正する法律案 社会労働委員会に付託
同日衆議院から、同院において修正議決した左の

法務省設置法の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託

同日委員長から左の報告書が提出された。

は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案

所得に対する租税に關する二重課税の回避のため、日本國とベルギー王國との間の條約の締結

について承認を求めるの件

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方税法の特例等に関する法律
同日衆議院議長から、国会において承認すること

所得に対する租税に關する二重課税の回避のため、日本國とベルギー王國との間の條約の締結

脱税の防止のための日本国とアラブ連合共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

た。
回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領し

改正する法律案可決報告書

この際、おはかりいたします。

これを許可することに御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（重宗雄三君）この際、欠員中の鉄道建設

七二〇

○議長(重宗雄三君)　これより本日の会議を開きます。

この際、おはかりいたします。
上田哲君から海外旅行のため来たる十六日から

十二日間請暇の申し出がございました。
これを許可することに御異議ございませんか。

○議長（重宗雄三君） 御異議ないと認めます。

よつて、許可することに決しました。

○議長（重宗雄三君）　この際、欠員中の鉄道建設

審議会委員一名の選挙を行ないます。

○小柳勇君 鉄道建設審議会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○船田龍君 私は、小柳君の動議に賛成いたします。

○議長(重宗雄三君) 小柳君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、鉄道建設審議会委員に林虎雄君を指名いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 日程第一、国務大臣の報告に関する件(外務大臣の訪米報告)。

外務大臣から発言を求められております。発言を許します。愛知外務大臣。

〔国務大臣愛知外務大臣登壇、拍手〕

○国務大臣(愛知外務大臣) 私は、五月三十一日から一週間にわたり米國を訪問してまいりました。

今回の訪米は、わが國の外務大臣としてニクソン大統領就任以来初めての訪米でありました。その意味におきまして、私はニクソン政権のアジア太平洋地域に対する基本的な考え方を明らかにすることに努めました。ワシントン滞在中、私はまずニクソン大統領を訪問いたしました。大統領は、アジア太平洋地域に對しきわめて深い関心を示し、この地域におけるわが國の地位を重要視し、日米兩國が協力してこの地域の平和と繁栄に貢献したいとの誠意を披瀝しました。このような気持ちには、私が相次いで会談したロジャーズ國務長官、レーアード國防長官、ケネディ財務長官、スタンズ商務長官等において、共通に感得されるものであります。

自由と民主主義を國とするわが國の外交において、対米關係はその重要な柱の一つであります。戦争直後の時代からとかく米國に依存しがちであつた考え方をやめ、イデオロギー的な観念論に基づく米國批判にとらわれることなく、米國のアジア太平洋地域に對する政策を正しく評価することが、わが國が自主的に外交を推進するためにきわめて必要なことと存じます。日米安保体制は、わが國及びわが國周辺の安全に寄与し、もつてわが國の平和と繁栄を確保するという大目的に発するものであります。私は、今回の訪米を通じて、わが國が國力にふさわしい自主的、積極的な姿勢をもつてこの正しい政策の遂行に誤りなきを期するとの覚悟を新たにいたしました次第であります。

申すまでもなく、今回の訪米の主たる目的は、沖繩問題に對する日本國の基本的立場を米國政府に十分説明し、米側首脳との隔意なき意見交換を通じて、今秋に予定されている佐藤總理大臣訪米に備え、その解決を進めることにあります。

私は、ニクソン大統領訪問に続き、ロジャーズ國務長官とは三回にわたり会談したほか、レーアード國防長官とも会談し、沖繩返還に對する沖繩県民を含むわが國全國民の願望を十分に説明いたしました。すなわち、沖繩の早期返還は、沖繩県民を含むわが國全國民の一致した民族的願望であり、おそくも一九七二年中には沖繩の施政權はわが國に返還されるべきこと、また、施政權返還後の沖繩に残される米國基地については、日米安保条約及びその関連取りきめが本土の場合と同様にそのまゝ適用されるべきであるとの立場を主張いたしました。特に核兵器の問題については、唯一の被爆國としてわが國には特殊の強い感情のあることをあらためて説きました。これらに對し、米側は、深い理解をもつてこれを傾聴し、鋭意検討を進めることを確約いたしました。

沖繩にある米軍基地は、戦争抑止力としてわが國及びわが國を含む極東の安全にとり、きわめて重要な役割りを果たしております。わが國の安全のためには、そのような基地の機能をそこなわな

いための十分な配慮が必要であります。この点は米側首脳も一致して指摘していただいております。したが、わが國としてもそのような観点から自主的な立場に立つて対処することは、すなわち、わが國の利益に合致するゆえんであります。

今回の訪米は、沖繩返還交渉の第一ラウンドであります。今後日米双方が問題解決という目標に向かつてそれぞれの立場をもととしつつ、具体的な手段、方法に對して折衝を重ねることになるわけであり、これを要するに、沖繩返還という問題は、日米兩國が相對峙する立場に立つて相争うという性質の問題ではなく、對等の立場に立つて沖繩県民を含むわが國全國民の願望を達成すべく、日米双方が友好裏に話し合つて解決を見出すという性質の問題であります。私は日米兩國政府の率直な協議を通じて、必ずや沖繩県民を含むわが國全國民の期待に沿う解決に到達し得ると確信いたしました。

私は沖繩返還交渉を開始するという重大な使命を果たして歸國いたしました。今後の交渉については、なお幾多の困難が予想されます。政府としては、全力を傾注してこの交渉に當たる覚悟であります。今後とも政府の努力に對する一そうの御理解と御支援をお願いする次第であります。

なお、今回は、外務大臣としてニクソン大統領就任以来初めての訪米でもあり、沖繩問題のほかにも日米間の諸問題について広く米國政府首脳と意見交換することが必要と考え、私はスタンズ商務長官、ケネディ財務長官等と日米間の経済問題を中心に、主として貿易及び資本の自由化等について意見の交換を行ないました。これらの問題については七月の日米貿易経済合同委員会においてさらに話し合うことといたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの報告に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。羽生三七君

〔羽生三七君登壇、拍手〕

○羽生三七君 私は、ただいまの愛知外相の訪米報告及びこれに関連する諸問題について、日本社会党を代表して質問を行ないます。

まず最初に、外相がアメリカで意思表示された安保自動継続という問題から始めますが、この問題は、今日まで国会でしばしば取り上げられた問題であることは言うまでもございません。また、質問のつど、「政府としては安保の取り扱いに未定である」と答弁してきたことも周知のとおりでございます。しかるに、今回、外相がアメリカで、すなわち外國で、政府としては初めての公式見解を明らかにしたことは、國民不在の外交として強く抗議しなければならぬ問題でございます。(拍手)また、それとともに、わが國家、民族の将来に重大な關係を持つ安全保障のあり方、すなわち日米安保はこれを解消するか、あるいはこれを継続するかという重大な選択については、沖繩返還問題とともに、その判断と選択は國民の審判にゆだねるべき性質の問題であると確信するものでございます。また、その時期は總理訪米前であるべきと存じますが、この点について總理の見解を伺います。

次は、沖繩返還交渉に関連してお尋ねいたします。その第一は、この交渉に臨んだ政府の基本的姿勢についてであります。これは、沖繩における日本の主權の回復という当然の、かつ決定的な要求として主張すべき性質の問題であつて、そのときの情勢に左右されたり、あるいはわが國がひざを屈して懇願する筋合いの問題ではないということでございます。これは交渉に臨む場合の基本的な前提条件であると信じます。外相は交渉に際してどういふ方針を持ち、日本としてどういふ具体案を持つて折衝されたのか、単にアメリカ側の感觸を探るというような外交姿勢で完全に目的を果たせるはずはないと思ひますが、この点を明確にしたいのでございます。(拍手)

第二は、返還の時期を一九七二年とした根拠は

昭和四十四年六月十三日 参議院會議録第二十七号 國務大臣の報告に關する件(外務大臣の訪米報告)

何なのか。アメリカ側からではなく、日本みずからその時期を設定したとすれば、その理由は何か。なぜすみやかなる返還を求めなかったのか、説明を求めます。これは外相からお願いをいたします。

第三は、核抜きは決定的なのかどうかということでございます。昨日の衆議院での答弁では、非核三原則は本土も沖縄も区別なく適用ということでございます。しかし、これは日本の願望という意味なのか、あるいはこの線で交渉は必ず妥結するという意味なのか、明確にしたいのであります。また、もしこの日本の主張が貫徹できなかった場合はどうされますか。その場合の態度を聞きたいのであります。これは明確にしてください。またボラリス原潜の寄港もあり得ぬと解していかどうか。さらに、核は一応撤去されても、事前協議の中で今後絶対に核が対象とされることはないと断言できるかどうか、この点もこの際、明確にされたいのであります。これは総理からお願いをいたします。

なお、交渉にあたって、現に沖縄にどのような核兵器が配置されているのか。その実態不明では話し合いができるはずはないと思います。これはアメリカに何らかの制約の法律があるそうでありますが、それは別として、交渉する以上、その実態を明らかにしなければ交渉できるはずはございませんから、この機会に明らかにされたいのであります。これは外務大臣。

第五は、極東情勢の認識についてであります。この点については、報道機関を通じて一応は承知をいたしておりますが、しかし、日米間にどのような相違があったのか。あったとすれば、それはどのような点なのか。これは外相の説明とあわせて、総理の今日の極東情勢の見方について、この機会に伺っておきたいと存じます。

アメリカは、朝鮮半島の動きや中国の核について、その脅威を主張したとのことですが、このことはわれわれがすでに予測したところでありまし

て、ベトナム戦争が片づいても、アメリカは、ベトナムの次には朝鮮、次には中国と、次々に新しい緊張要因を持ち出すのではないかと、再三にわたって総理の注意を求めたことは、総理も御記憶のことと存じます。総理は沖縄返還の三条件の一つに国際情勢の変化をあげておられますが、それと七二年返還とは具体的にどういう関連性があるのか、御説明をいただきたいと存じます。

次に、事前協議の弾力的運用といわれる問題についてお尋ねをいたします。これは極東情勢の認識とも関連する問題であります。報道によれば、外相はアメリカで、「フエプロ号事件や、EC米偵察機撃墜事件のような場合、実際にノーと言えさるかどうかわからない問題」と語つたと承知しております。これは新聞報道です。一部には、安保五条と六条のボーダーライン説というのもあるようでありますが、それは、いま述べた愛知外相の発言のよう半場を意味すると思ひます。すなわち、万一朝鮮半島に紛争が起こり、米軍が日本の基地を戦闘作戦行動に使用したいという場合、これを認めれば相手国がこれを脅威と感ずるのは当然であつて、その結果紛争は一そうエスカレートしていきま

す。もしそういう事態に発展していくと、今度は第六条の解釈だけではなく、第五條にいう「共通の危険に対処するよう行動することを宣言する」という事態に発展していくことは明らかであります。この場合、共通というものは日米共通のことです。このような事態に発展していくことが、これが実は安保の危険性が集中的に、また象徴的にあらわれている点でございます。そこで、問題は極東のいづれかの国とアメリカとの間に紛争が起こつても、その国は日本に対しては攻撃したり侵略する意図は毛頭ないと判断される場合、アメリカが日本の基地を戦闘作戦行動に使用することを求めても、絶対にノーという態度を貫くかどうか。この問題はケース・バイ・ケースとか、イエスもあればノーもあるという答弁で許される性質の問題ではございません。これは事前協議の核心

をなす重要な問題でありますから、総理の明確な答弁を求めます。(拍手)

次に、いま触れた事前協議の問題について、外相は「事前協議の場合の諾否をきめる基準、限界をどこに置くかどうか問題」と語つておられるようでありますが、安保の最も重要な問題点で、しかも実質的な改定につながるような基準を、特別の取りきめなしにどうして設定できるのか説明してください。また、時の政府の判断だけで事前協議が弾力的に運用されれば、実質上基地の自由使用につながるが、また、本土の沖縄化という状態をつくり出すことになるのは当然でございます。外相の言う基準、限界等をつくることとすれば、それはどういう条約あるいは協定上の措置を伴うのか。条約、協定等に触れないとすれば、つまり、昨日衆議院では特別の取りきめをしないと云いました。が、それならば時の政府の主観的な判断にゆだねることを考えているのか、この点は明確にされたいのであります。

また、基地の使用を事前協議の弾力的運用で日本政府が保証しても、何らの取りきめなしでアメリカが了解するかどうかという点が問題とされておりますが、しかし、私に言わしむるならば、問題はむしろ逆で、アメリカが了解するかどうかというよりも、そのような重大かつ危険な問題についてイエスかノーかの判断が、かつてな解釈で生まれるような危険性に道を開く日本側の姿勢そのものが問われるべきであること、この際、強く指摘したいのであります。(拍手)

次は、少し具体的な問題に触れますが、その第一は、話し合いがまとまつた場合、それは単なる共同声明だけなのか、もし、情勢変化等に藉口して返還の時期をずらすような問題が提起された場合、声明だけでは国際法上は何らの拘束力を持たぬことは明瞭であります。その辺はどう措置されるのか。これは総理にお伺いをいたします。

第二は、返還の条件、態様がきまつた場合、その時点、すなわち政府の言う七二年までにきめら

れた案件は、すべて解決して返還されるのか、あるいは返還後まで処理される案件が持ち越されることもあるのかどうか。これは外相から御答弁を願ひます。

第三は、沖縄における現在のアメリカの陸海空の兵力、基地、施設等については、どういう処理を想定しているのか。また、そのことと返還後の沖縄における防衛の第一義的義務は日本が負うという政府の方針との関係はどういうことになるのか、具体的に説明を求めます。これは防衛庁長官にお願いをいたします。

結論をいたしますが、われわれもまた、日本の平和と安全をどのようにして築くかを明らかにしなければなりません。今日、朝鮮半島の緊張がしきりと取り上げられておりますが、それにはどう対処したらよいのでしょうか。日本にとるべき道は、軍事的対決の方向を阻止するとともに、韓国とだけ結ぶのではなく、北鮮とも国交を持ち、ともに平和の方向を探究し、その実現のために十分話し合いを行なうこととあります。

さらにまた、中国の核の脅威が云々されておりますが、中国の核開発をそのままにしているような状態をつくり出しているのは、ほかならぬアメリカ等の対中国政策の結果とも言えるのではありませんか。なぜなら、はつきりしませんが、中国は今日国連への加盟を拒否されております。したがって、中国の核開発は、いわば国際秩序のワクの外で行なわれているのであります。もし中国の核を脅威とするならば、どうすれば中国の核を、国際社会の中で、他の核保有国のそれとともに規制できるか、という方法を探究すべきであります。そのためには、中国の国連加盟を促進することであり、さらにまた、国連加盟の前の時点で言うならば、すみやかに世界軍縮首脳会議を開催して、中国の参加を呼びかけるべきであります。もしそれを言い出す国がなければ、日本がそのイニシアチブをとるべきであると思ひま

す。(拍手)

さらにまた、わが国は近く十八カ国軍縮委員会に参加が決定したわけでありますが、これはモンゴルとともに日本合わせて二十カ国になります。これに参加して、わが国は何を、そしてどのような貢献をしようというのでありましようか。その道は、日本国憲法の精神を生かして、核兵器の全面禁止及び通常兵器を含む完全軍縮を達成するため創造的な提案を行ない、その実現のため全力を傾注することであると思ひます。これら諸問題についての政府の見解を聞きたいのであります。

日本及び極東の平和と安全は、かかる平和的努力の集積によつてもたらされるものであつて、安保を継続し、アメリカの極東戦略に協力することによつて達成されるものではありません。昨日衆議院では、力の均衡を論じられておりましたが、力の均衡政策は、結局は無限のない力の拡大政策に発展をなし、絶対に平和の保障にはなり得ないと存じます。アメリカはベトナム戦争の教訓をほんとうにきく取つてほしいと思ひます。世界最大の軍勢力と経済力を持つアメリカが、小さい国家・民族の政治的意思をついに変えることのできなかつた事実、これをアメリカとともに日本もまた学ばなければなりません。七〇年代は、おそらく世界のあらゆる分野にわたつて変革の時代であるであらうと思ひます。安全保障のあり方もまた、軍事力中心の古い体制から脱却する変革があつてよいであらうと思ひます。

沖縄の労働者の行動を支援する沖縄の野党の委員長に銃剣を突きつけて威嚇するような、統治者と被統治者という古い植民地支配者の感覚の中から、アジアの新しい秩序は絶対に生まれません。政府は、日本と極東の真の平和と安全のために、その第一歩としてアメリカが沖縄を無条件ですみやかに返還することを要求すべきでありましよう。政府がしばしば言う日米の親善友好というものは、このようなものではないかと思ひます。また、ここに沖縄返還の対米交渉の基本、その核心があることを強く指摘して、私の質問を終わります。(拍手)

【国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手】
○国務大臣(佐藤榮作君) 羽生君にお答えいたします。

まず最初に、日米安全保障条約について、期限がきたら一体どうするのかというお尋ねには、他の席上においてしばしばお答えしたのであります。政府はこれを堅持するということを申し立てました。もちろん、この日米安全保障条約制定の際にも、社会党が反対されたことはよく承知しております。したがって、十年たてば、その後どうなるか、そういう点で、これがもう一度議論が起ること、これはもちろん私は当然のことだと思ひます。しかし、堅持するというたてまえからいかにその方法があるべきか、その形があるべきか、こういうことについては、いままでのところ、まだきめていないということではつきり申しました。それにつきまして、今回の外務大臣の訪米にあつては、自然延長と申しますか、あるいは自動延長と申しますか、そういうことは使われてゐる。これは一体大事な事柄について発言が軽率ではないかというたゞいとおしかりを受けたのであります。この日米安全保障条約を堅持するとして、その形がいかにあるべきかということ、これは私の党はもちろんのこと、各界、各方面におきまして、その議論がいろいろと述べられておることはすでに御承知のとおりであります。したがって、外務大臣からもお話があると思ひますが、この点については、大体の傾向、意向が自動延長の方向にあるのだと、こういう点に触れたのであります。いわゆる自動延長、自然延長にきまつたと、かようなことを申したものでございせん。また、私も責任者として、このいかにあるべきかということはまだきめておりません。しかし、この点につきましては、いずれ、安

全保障条約体制を堅持すると、かように申しておりますので、訪米前には、この点をばつきり明確にするつもりでございます。

ところで、この日米安全保障条約問題は、私は、ただいまの日本国民にとりまして、また同時にアメリカにとりまして、これはたいへんな重大事だと思ひます。御承知のように、大学問題につきましては、各党と、各党首間の話し合いもいたしました。私は、国家的な重大問題について各党首間で話し合うということは、よし意見が一致しないにいたしても、有益なことだとかように思ひます。したがって、この問題がいかにあるべきかということについては、私の訪米前に野党各党首ともお目にかかつて建設的な御意見を伺いたい希望は持つておりますが、外交そのものは、私が申すまでもなく政府の責任で行なうべきものであります。しかし何と申しましたも、国民を代表する各党の協力が得られることが何よりも大事だとかように考へておりますので、この点については、私が最終的決定をいたします前に十分の努力をするつもりであります。何とぞ御協力のほどお願いしておきます。

次に、外務大臣に対するお尋ねでございます。から、これは外務大臣に譲るといたしまして、私に特に名ざしのありました点についてお答えをしたいと思います。

私は、先ほどの外務大臣の報告にもありましたように、今回の外務大臣の交渉はまず第一ラウンドでも申し述べた、交渉の始まりだと、しかし、それもただゼスチュアだ、あるいはポーズだと、こういうことではなしに、考へておることを真剣に、また率直に披露し、訴えてまいつたのであります。今日この段階ではまだ全部が煮詰まつてはおりない、したがって、そういう点で、皆さん方からどうも不十分だとか、中身がないじゃないかというようなお話もありますが、しかし、この日米の沖縄返還問題についての政府の基本的態度は、私ども、率直にまた真剣にその取り

組み方について説明ができた、かように私は思つております。このことは申すまでもなく、国民世論を背景にして、米国民並びに米国民の理解を求めるということが基本的な態度であります。これらの点について、あるいはどうも本来の権利であるから堂々と主張したらいんじやないか、アメリカのことは考えなくともいいんじやないかという御意見のあることも伺つております。しかし、私はさうな御意見ではない。この沖縄問題を解決するには両国友好関係、そのもとにおいて相互理解の上に立つてこの問題を解決すべきだ、かような考え方がありますので、この点は、もしも考へ方が違ふならば、それは党の考へ方として、またいずれの機会に私にも、政府にもその点をばつきり伝えていただきたいと思います。

その次に、沖縄における核についていろいろのお尋ねがありました。

現在、沖縄に核兵器が配備されておることは、これは周知の事実であります。しかし、その核がどんな種類のものか、どういふ能力のあるものかというようになつてまいります。これは米軍の軍事機密上の問題であります。それらのことについては私もまだ公式な話がなされておりません。今度の外務大臣訪米におきまして、沖縄返還の際の核の取り扱いについて、日本政府の意向は、核に対する国民感情とともに十分米国民に伝えたのであります。この点では日本の考へ方について十分の理解を持ったと思ひます。また、返還後、沖縄は本土と同じようになつていくのが政府の基本的態度であります。核を持ち込むなどのことはございせん。本土に持ち込まない限り、これは沖縄だけに特別な措置があるということはないのであります。その点誤解のないようをお願いしておきます。

次に、最近の極東情勢について、私の認識についてのお尋ねでありましたのでお答えをいたします。

七二四

ておりません。その事実をごらんいただきましても、日本政府として自動継続を正式の決定として提案をしたわけではございませんから、さうな次第を御了承承いただきたいと思ひます。この問題には、先ほどからお話がございますように、十一月を予定しております総理訪米の際に、正式に、いかなる方法によるかが適當であるかということをはきめるべきものである、私はかように考えております。

第二は、一九七二年とはいかなる根拠であるか、一九七二年の根拠のお尋ねでございましたから、それをお答えいたします。これは御承知のよう、早期に、本土並みに、核抜きにと、これがいわゆるコンセンサスというか、きわめて最近まで、またこれからおそらく国民のコンセンサスとして主張されているところであると思ひます。早期返還、これがすなわち一九七二年でございます。と申しますのは、いわゆるショックなしに、円滑に、沖縄の百万の方々々が本土並みの生活を享受し得るような万全の準備をし、また、アメリカ側とも周到な打ち合わせをし、かつ具体的な措置をいたしまして、円滑な復帰をいたしますためには一九七二年におそらくというのが、私は最も正確な意味の早期復帰であらうと思ひます。これが一九七二年の根拠でございます。

それから次は、安保条約の一連の取りきめと、これに関連する本土並みあるいは核抜きの問題の御質問でございますが、安保条約の条約そのものの、交換公文、了解事項、共同声明といったような一連のこの法体系が本土並みに沖縄に適用される、これが施政権返還後におけるきわめて自然の姿でもあります。また論理的な帰結でもございます。また同時に、国民感情あるいは沖縄県民感情の、いわゆる差別なき処遇ということにも合致するゆえんでございますから、この方式をとることが最も望ましい方法である、かように考え、それを主張しておるわけでございます。何ぶんにも、まだまだ第一ラウンドでございますから、そして、あ

とで申し上げる様に、これから本件につきましては非常に精力的な、また、困難な交渉や仕事を続けてまいらなければならぬ。最終的な取りきめには、まだ相当の日数がかかりますから、いま、にわかには最終的な、こういうふうな帰結になるということが申し上げられないのが、私は当然であると思いますが、現在考えておりますことは、ただいま申し上げたように、本土と全く同じな適用のしかたをしたい。したがって、それによって、沖縄の人たちが期待しているような状況になる、かように私は考えております。

さようにしたいものである、かように考えておるわけでございしますが、ただ一点、ただいまお尋ねの中の御趣旨にもあるとお認めにならない立場から、安保条約というものを認めないという立場から、いろいろとこれらの点について懸念をお持ちになったり、あるいは懸念をお持ちになつておるとすれば、これは基本的にわれわれと考える方が違ふわけでございします。私は、まず第一に、安保条約というものは、日本側から見れば、第一義的にこれは日本のためにもあるものである、私はかように考えております。お尋ねの中には、日米安保条約というものが、アメリカ帝国主義の世界戦略体系の一端として、日本国民を戦争にかり立てるものだという、こういう御発想があると思はれます。これは、私どもの絶対にとらざるところでございします。日本国民が安全でなければならぬ、沖縄の方々が安全でなければならぬ、これは、国家の基本的な私は絶対的要件であると思はれます。その要件が充足されるようにして、しかも、この安保条約の体系の中で、本土と同じように事を処理するといふことが、一番むずかしい、これからやらなければならぬ仕事でございしますが、私は、これを二律背反としては扱わない。必ずや、これはアメリカの話し合いの中で完全に煮詰まつて、皆さまの御期待に合うような結果になる、かような確信を持っているといふことを、私はあえて申し上げたいと思ひます。そういう立場に立ちますから、

ただいま、総理大臣から言われましたように、事前協議の扱い方にいたしましたも、従来からそのとおりなものであります。主権国の立場において国益を守る、自主的判斷によつて事前協議に対応する、こういうことに相なるわけでございします。私は、そのやり方でもって、いま申しましたような、いろいろの立場からの要請というものが充足され、そうして日本の安全というものが十分に確保される、かようになると考えるわけでございします。(十年前の答弁だ)と呼ぶ者あり)いまでも、これからのちろんそうなんです。それが、われわれの基本的な考え方でありまして。(拍手)

次に、今度の問題の処理については、共同声明でやるのか、あるいはそのほかの特別の取りきめを予想するのかというお尋ねでございしますが、こ

としては一九六九年であります。そうして、その十一月に、総理大臣がニクソン大統領との間に大綱においての話し合いをつける。そのときに返還の時期の決定もおそらくできることに相なると思ひます。そうして、實際施政権が具体的に返還されるのは、実行されるのは、一九七二年の何月といふような形になるでございします。一九六九年十一月における時点において、いかなる形の話し合いが公表されるか、あるいは一九七二年のときに、いかなる形でもって返還が行なわれるか、これは、これからの検討の結果でございまして、いま直ちに、いかなる形において両国の話し合いがまともな形かといふことは、ただいま申し上げられないのが、私は、どなたがおやりになつても当然のことであると思ひます。

最後に、日本がENDCに加盟することができましたのは、まことに御同慶の至りに存じます。かねがね、このENDCに参加をいたしまして、日本としては、ただ単にそこに席を持つだけではなくて、かねがねこの軍縮、ことに核軍縮といふことについては至大な関心と非常な期待を持っており、かつ相当の研究も持っておりますところのわが国としては、具体的に、たとえば地下の核実

験の全面禁止、あるいは細菌戦の禁止というようなことについても、堂々とした国際的に主張するものを持つて提案をするたいまいいろいろの準備をいたしてございしますが、そういう方向を具体的に持ち出すことができないことになりましたのは、御同慶の至りと思ひます。私は、終局的には、こうした大きな大局から見ても、核が兵力として使われない、人類の殺戮に用いられないといふような状態を一面において意欲的に日本としてはつくり上げながら、一方、現実のこの世界情勢の中において、現実のまだそこまで国際的緊張が緩和されていないこの現状においては、私は、安保体制というものが、これが責任のある、国政を期する者というものが、これが責任のある、国政を期する者の最も賢明な政策であらう、かように私は考えている次第であります。(拍手)

〔国務大臣有田喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(有田喜一君) 返還後の沖縄に駐留する米軍の基地の整備、またその兵力の削減の問題、また返還後の沖縄の防衛責任は第一義的に日本が負ふこととなるということについてのお尋ねでございしますが、御承知のとおり、現在の沖縄に在留する米軍の兵力の機能は、沖縄自体を守る、すなわち沖縄の直接防衛をやるという機能のほか、極東の安全と平和を守るための総合的な戦争抑止力、その抑止力の中核たる攻撃的作戦機能とか、あるいは極東における友好国である自由諸国に対する防衛作戦を支援する機能と、こういうものがございしますが、私どもが、返還後わが国が沖縄で整備しようとするその防衛力は、最初申しましたこの機能のうちの沖縄自身を直接守るといふその機能の分のみであります。で、私どもが、施政権が返還された後は、わが国土としての沖縄の防衛責任は第一義的にわが国が負ふということとなると言っておりますのは、このような意味での沖縄防衛のことであるのでありまして、沖縄におけるわが防衛力の整備、こういう意味の整備をやりますと、それだけ米軍の兵力が縮小され

ると、こういうわけになるんでございしますが、何ぶんこれらのことは今後の折衝によつて具体的にきめられるわけであります。現段階では、具体的にかくかくかように減つていってこうなるということは申し上げることができないことをひとつ御了承願ひたいと思ひます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 内閣総理大臣から答弁の補足があります。佐藤内閣総理大臣。

〔国務大臣佐藤栄作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤栄作君) 羽生君に申し上げます。たいへん答弁漏れがあつて申しわけございせん。核兵器、核抜き等について日本の主張がアメリカに認められなかった場合、政府はどうするか、こういうお尋ねがあつたにかかわらず、別に故意で落としたわけではありせんけれども。

核兵器、このことは、唯一の被爆国である日本、その立場から、たいへんこの核を憎むわが国民の持つてゐる特殊感情とでも申しますか、その点を詳細に外務大臣から、大統領はじめワシントンの諸公に話を伝えたのであります。したがういまして私は、この点では十分理解を得ていると、かように考えておりますので、この段階で万一本の主張がいられなかったらどうするか、そういう点はお尋ねがありました。私どもはそういう点については、それを考える必要はない、かようにいふ考えておる次第であります。

お答えいたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 長谷川仁君。

〔長谷川仁君登壇、拍手〕

〔議長退席、副議長着席〕
○議長(重宗雄三君) 長谷川仁君。私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいまの外務大臣の報告によつて明らかにされました沖縄返還問題につきまして、幾つかの観点から、具体的に交渉の経過と今後の見通し等について、佐藤総理及び外務大臣にお伺ひいた

昭和四十四年六月十三日 参議院會議録第二十七号 國務大臣の報告に關する件(外務大臣の訪米報告)

七二六

したいと存じます。

このたびの外務大臣のワシントンにおけるニクソン大統領及びアメリカ政府首脳との折衝については、内外からその努力が高く評価され、その前途は多難であり、その壁は予期したとおり厚かったにせよ、これからの話し合いへの軌道を敷き、日本国民の沖縄に対する非難がいかに切実なものであるかを彼らに訴え、日本に比べて非常に低かった沖縄問題に対する米國政界及び世論を喚起したその労は、まことに多とするものであります。

言うまでもなく、沖縄問題はただ単に日米兩國間の一種の領土問題だけでは処理し得ない複雑な内容を持ってあります。しかも、それぞれの立場、政策、国情を異にする日米兩國が、極東情勢の分析や判断で相当の食い違いが出てくるのはむしろ当然でありまして、それはそれなりの理由があり、國際政治においては、最近、軍事的には二極化、政治的には多極化の傾向が強まっているのはその証左でございます。双方があらゆる見解の一つにするならば、協議する必要は全然ございません。協議は意見を異にするからこそ必要なのであって、そういう観点からいたしまして、外務大臣が率直に日本側の考え方をニクソン大統領に披瀝したことは大いに意義があつたものと言えましょう。しかし、この交渉のいわば第一ラウンドの実績をここで総括してみても、双方の感觸から痛感されますことは、いま述べましたところの極東情勢の展望ばかりでなく、あらゆる面におきまして兩國のイメージ・ギャップが深過ぎるというところでございます。この点につきまして私はまず佐藤総理がどういふふうに取り扱ひ、これをこれからどう打開し、調整し、かつまた合意の線に到達させるかについてお伺いしたいのでございます。

と申しますのは、過去十年來のいろいろな世論調査を検討してみますと、日本人の國民意識の中に、いわば徹底した平和主義的觀念、そして戦前とは全く異なつた一種独特のナショナルリズム、こ

れに加へまして經濟福祉の三つの主義が、國の安全保障についての國民としての判断あるいは反応、意思決定に大きな影響を及ぼしてあります。

一例が、佐藤総理御自身の「自分の國はみずから守るべき」との信念を持つべきである。この國民の奮起を促した当然の叫びに対するその反応でもおわかりのとおりでございます。日本の安全保障にいたしましては、できるだけ日本の平和と極東の安全とは切り離したがる傾向が世論調査のパーセンテージにあらわれておるわけでありまして、その是非はしばらくおくとして、こうした傾向はそのまま國際問題をめぐるイメージ・ギャップ、すなわち見解の相違となつておりました。日米相互の映像の差が、あるいはベトナム問題、あるいは朝鮮半島、ひいては沖縄問題にも広がっているように思われるのでございます。このようないメージ・ギャップを、もし双方が何ら埋めようとする努力が行なわれないうちに放置するならば、たとえ安保体制を堅持し、かつまた沖縄返還が実現しようとも、兩國の友好關係は目に見えない底のほうからそこなわれる懸念を感ぜざるを得ないでござい

ます。もちろん最近では、戦略的にも政治的にも日米共通の基盤を見出すとする姿勢がうかがわれますが、この問題が沖縄返還問題の出発点であり、基本路線とみなされておるだけに特に取り上げた次第であります。

引き続き総理にお伺いいたしますが、来たる十一月訪米によつて最終的な結論が出ることは明確になつたようでございますけれども、その際、兩國の合意の方式として、大体次の三つの場合が考えられると思ひます。

まず第一に、總理訪米の際に、一挙に返還協定と附屬文書の正式調印を行なう。

第二に、とりあへず覚書書き等に仮調印し、返還時期までに多少の手直しの余地を残す。

第三に、返還取りきめの大筋については実質的に合意するが、正式の調印は後日とする。

以上三つの方法のうち、そのいずれの方式をとりようとしておるのかを承ることができれば幸いに存じます。

總理にお伺いしたい第三点は、最近のニクソン大統領の、新しい國際秩序を求めて、アメリカ自身が冷静に自己批判し、戦後ゆがめられてきた諸國との友好關係を新しい原理のもとに再生させようという外交政策をどう受けとめておられるかということでございます。たとえばニクソン大統領は、「將來のアメリカとアジア諸國との關係の根本は、アジアがイニシアチブをとり、アメリカがそれを援助する形でなければならない」と発言して、暗に日本はアジアに重要な存在であることとを指摘し、その後もこう述べております。「その形がどうあろうと、大切なことは、アジア諸國が將來アジアでいかなる新しい侵略に対しても、みずから手で最初の反撃を行なえるようにしておくことである。自由世界の國々が真に自由でありたいと願うならば、もはやアメリカの力にたよるぜいたくは許されないのである」と述べていることは、アジアのすべての國に対する自主防衛の自覺を促したものでございましょう。このようない自助の原理と地域内の責任体制を強調するアメリカのアジアの政策は、当然日本に對しては、自主防衛の強化とアジアの自由諸國に對する經濟援助の責任分担を要請するものと見られます。もうすでにその現実的問題として、ベトナム戦争終結後の平和監視機構に、アジアの大国としての日本がぜひ参加してほしいとの要望が伝えられております。まあこれに對しまして、外務大臣は一応拒否されたようでございますが、今後こうした役割が次々と求められる時代が到来しつつあります。將來の日本の自主防衛のあり方や、アジアの平和と安全にどう一体寄与するかということについて、總理はどのような態度と姿勢で臨まれるか、國民もひとしく期待しているところでございましょう。

いまや日本が世界の國々から期待されているものは、あらゆる苦悶にあえぎますところの諸國に對して、種々の制約を理由にいたしまして、ただ単に物や金の物質的援助を提供することだけではなく、民族・國家間の紛争解決には率先して調停、あつせんを要するところという勇氣と信念がこれでございます。これであつてこそ初めて、アジアはもとより、世界の國々は、これこそほんとうに平和を愛好する大國として日本を尊敬するのではないかと確信するものでございまして、總理に對する質問は、時間の都合もございまして、この程度にいたしました。次に外務大臣に、交渉の最大の焦点と見られる「核ぬき本土並み」の中の「核」及び事前協議、そのほか数点についてお尋ねいたします。

外務大臣は、ワシントンに到着以來、ただいま總理のお話の中にもございましたが、核兵器に對する日本國民の感情は、その効果のあるなしや損得だけでは説明できないものがあることを粘り強く訴え、ホワイトハウスの官邸筋にかなりの心証を得られたということは、現地からつまびらかに報道されてまいっております。

従来、日本におきまして、これまで沖縄問題が論議されるとき、沖縄がアメリカの極東戰略體制にとつてのなかめであり、沖縄に存在する核は、このなかめにとつてのなかめであるという認識が基礎になり、これが論議の基礎となつてまいりました。けれども、數年來、米國內に武器搬送手段に關するテクノロジーと命令、管理及び兵站的支持活動についての技術上の進化の結果、近接地点からの核作戦の価値は減少し、これから先も減少するであろうという認識のもとに、米國の極東戰略は再検討の時代に直面しているようでございます。ことをかえて申しますならば、いまや核の抑止力は、大陸間弾道弾——ICBM、戰略爆撃機、ボラリス潜水艦等の総合的な核戦力の所産とみなされております。そこで、現在沖縄の第一線にある旧式な核兵器は、いわゆる抑止力としての価値に乏しく、大局的な政治判断としては、その撤去を求めても差しつかえないと考えますが、

いかでございましょう。そもそも核をめぐる双方の言い分は、日本側の核抜き本土並みの発想は、それでも軍事基地としての沖縄の価値はそこなわれまいという希望的な観測に基づいたものでございまいというが、もしアメリカ側から、それでは沖縄の価値が滅殺されるときめつけられた場合に、どこにどういう反論の根拠を求められようとするかが一つの課題であらうと思われるのでございいます。これは前に触れましたように、それぞれの立場で異なる極東情勢の評価、日本側にはややもすれば、近い将来には極東に大規模な侵略は行なわれまいという期待を交えた予測、いわば楽観的な見通しがありますが、他方アメリカ側には、万一の場合を重く見る危機感と申します。このような認識の相違を克服し、交渉を円満妥結に導くには、これから幾多の紆余曲折があり、アジアの平和と安全が力の対決ではなく、新しい秩序と方式で確立できるということを主張するならば、これを米側側面だけに説得をし、納得させるのは容易ではないだけに、この際、外相のワシントンではだで感じた米国の現段階におけるお感じなり感觸なりをあわせお伺いしたいわけであります。

一方、今後最も活発な論議がかわされたいと思われ、事前協議の点について触れてみたいと思えます。もともと事前協議の条約上の正確な解釈に従えば、そのときそのときの事情によつて日米両国政府が相談することとございまして、結果はイエスの場合もノーの場合もあると考えるのが正しいのであつて、この協議が歯どめとなるのは相談をすることの結果であつて、一般的にはこの点が混乱して考えられている印象が強いように見受けられます。事前協議の議論は議論として、施政権の全面返還の際、どのような方式でこの事前協議の条項が適用されるか、もちろん、現在交渉がようやく軌道に乗った段階で結論を求めようとは存じませんけれども、米軍基地のあり方については、

佐藤総理は昨日の衆議院本会議の質問で、自由使用はあり得ないと言明されたようございいます。純然たる本土並み以外に考えられるものとしては、全面適用の場合でも、運用面で考えるいわゆる弾力的運用と、有事に限って事前協議を除外するといふ有事自由使用の方法があり、これと異なつて、かりに一部を除外する方式としては核だけ事前協議、あとは除外する、いふのであれば核なし自由使用と、核と戦術作戦行動は事前協議を除外するところの核つき自由使用などがあるわけございいます。このうち後者の二つは、これは考慮外といたしまして、この一連の方式に対して外務大臣は、もちろん徹頭徹尾これからは核抜き本土並みで押していくことと思ひますけれども、このような考え方が外交交渉であります以上は当然あると見なければならぬが、外務大臣はどのような見通しを持っておられるか、伺いたいわけございいます。

このほか、外務大臣はワシントンで繊維品の輸入規制、自動車の資本自由化の問題等について話し合ひが行なわれたと承知しております。日本側としては、これらの問題はあくまで沖縄問題と切り離して考えるとの態度で臨まれたことと思ひますけれども、最近のワシントン電報を見ましても、これらの問題提起に示された米国の対日感情には微妙なものがございまして、世論も予期以上に強硬であり、沖縄交渉へのはね返りのおそれなしと思ひますけれども、こうした懸念は必要ないかどうかもお答え願ひたいのでございいます。

なお、最後に、今回開催されましたASPACの会議でも、沖縄の軍事基地と関連のある韓国及び国府の諸国が、沖縄交渉の推移には重大な関心を払っている旨の非公式の発言がございました。これらの国々が、沖縄の日本復帰によつて不安と動揺を来たさぬように、十分な意思の疎通をはかることが大切であり、善隣友好のたてまえから必要なる外交措置を講じておられるかどうかと

いう点もお伺ひいたしたいわけであります。

以上、私は幾つかの見解を述べながら質問いたしました。今後とも多難なこの返還交渉に当たろうとしておられる政府に対して、国民のこの切実な願望を踏まえて、独自の主体性を持った日本と米国の間に、長い将来という観点から、幅広いビジョンに立つて、両国首脳の理性に基づきまされた政治的判断によつて早期解決するように、一そうの努力を切に要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔国務大臣佐藤栄作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤栄作君) 長谷川君から、現在の国民意識について、きわめて示唆に富む御指摘がありました。長谷川君は、国際問題をめぐるといふメージ・ギャップという表現を使われましたが、国際社会の現実を目を閉ざし、みずからの果たすべき責任を忘れた平和主義あるいはみずからの立場の主張に急ぐあまり、極端な排外主義に結びついたりナショナリズムあるいは目先の利益の追求のみにきよりきよとする経済至上主義の危険はあらためて申し上げるまでもありません。このような観点から、特に重要なのは、国際社会の現実ととりわけ今日の世界における国際的な相互依存関係の必然性と重要性についての認識であります。私は、この点についての正しい認識さえあれば、わが国の平和と極東の安全とが不可分の関係にあることも必ず理解願ひるものと確信しております。今後ともわが国をめぐると国際情勢の真の姿を、国民各位に伝えるための努力を惜しまない考えであります。御協力願ひたいと思ひます。

次に、長谷川君から、日米合意の方式について幾つかの具体的なお尋ねがありました。この点についてはまだきめておらないのであります。直接お答えすることができません。まことに申しわけございませぬ。今後各種の外交交渉を通じて、米側とよく話し合ひ、最も望ましい形で日米間の取りきめを行ないたいと考えております。これまではしばしば申し上げておるとおり、日米の友好と

信頼の基礎の上に、歴史的な沖縄返還交渉を進めておりますが、必ずや国民各位の御賛同を得る解決に到達し得るものと確信しているものであります。

次のお尋ねをいたしまして、アメリカの新しい外交政策を、いかに受けとめていくかというお尋ねであります。ニクソン大統領の就任と同時に、ベトナム問題の処理に見られるように、きわめて柔軟であり、かつ弾力的である、その外交政策を私はとらえております。就任後いち早くヨーロッパに飛んで懸案の対仏関係を調整するなど、米国の対外関係を正常化するために、あらゆる努力をしていくことは御指摘のとおりであります。

特にアジア問題につきましては、アジアのナショナリズムをよく理解してほしい。米国の責任を果たすと同時に、アジア各国の自助の努力を助ける政策をとっていると申します。戦後、日本にも六回来日いたしました。大統領がすでにかくのごとくたびたび日本に來たといふことは、いままでにないことではないかと思ひます。したがって、私は、大統領は、日本並びにアジアの状態については、間違ひのない認識をはつきりと持つておると、かように思ひます。このことは、ニクソン大統領が、アジアにおきまして軍事力以上に経済的安定こそが平和維持の重要な要素であることをよく理解しておると思ひます。もとより、わが国といたしまして、今後とも国力相応に自主防衛の努力を続けなければなりません。同時に、アジア各国の経済発展にそれなりの寄与をすることにやりました。アジアの平和に貢献することができるとも確信いたしております。また、御指摘のように、単なる物質的援助だけでなく、国際間の紛争解決に勇気と信念をもつて調停に当たることが必要でありましよう。いずれにいたしましても、米国のだけでなく、世界の各国がわが国に期待しているでありますから、この国際的な期待にこたえていかなければならないと思ひます。そうして私どもは、われわれの果たすべき役割、ま

昭和四十四年六月十三日 参議院会議録第二十七号 國務大臣の報告に關する件(外務大臣の訪米報告)

た、みずからの進むべき方向、これを定めていき
たい、かように思います。
お答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○國務大臣(愛知揆一君) お答えいたします。

まず、第一の核の問題でございますが、この点
につきましては、ただいま御言及にもなりました
が、私の主張には二つの点があるわけでございま
して、一つは、唯一の原爆の被爆国であるとい
う日本の立場から申しまして、日本国民、もちろ
ん沖縄を含んでの日本国民全体でございますが、特
殊の国民感情、私、これは正しい、と
ういふ感情だと思ひます。その環境にあるところ
の日本国民の主張というものを十分説いたとい
う点が一つでございます。私は、それ相応の反響は
あったように思ひますけれども、しかし、先ほど
申しましたように、まだ一つ一つの問題あつた問
題というふうに結論づけられつつあるわけではご
ざいせんので、正確な判断はまだ申し上げられ
ませんが、相当の反響はあつたように考へるわけ
でございます。

いま一つは、これも御言及になりましたが、極
東の緊張の度合いということと関連するいわば戰
略的な立場に立つてのものの方であらうと思ひ
ますけれども、私は、日本の立場から申しますと
ば、核の抑止力ということが大切な問題ではな
からうかと思ひますが、その点から申しました場
合に、沖縄というところに、特にこれはいろいろ議
論をすれば、戦術核がどうだ、戦術核がどうだ
といふこともございまいしうけれども、私は、總
じて核というものが置かれなくても、もう一つた
点についての心配はないのではなからうか、こう
いう点にわたつて主張をいたしたつもりでござ
います。先ほど申しましたように、この問題につ
きまして、どういふふうにかからさらに話を
詰めていくかということについて、真剣にた
だいま検討をいたしているわけでござい
ます。次に、事前協議の問題でございますが、事前協

議についての長谷川議員の御解釈については、私
は御同感でございます。要するに、そのときの状
況に従つて正しい運用、利益のつとり、正しい
運用をすべきものである、一口に言へばこうい
う御所見でございますが、御同感でございます。そ
うして、この事前協議という制度を、そのま
まにおにこれを沖縄に適用するといふのが、私は
本心から申しまして、沖縄に適用するといふだけ
の事前協議の問題について取りきめをするとい
ふようなことは望ましくないと考へて、今後折
衝をいたしたいと思ひます。したがって、た
だいま具体的に数点をあげてお尋ねがありました
が、私はその個々の御設問にお答えするよりも、
基本的にいへば、ゆるる本土並みですな
おに沖縄に適用
すると、これが望ましいといふ、こういふことで私
としてのお答えにならうかと思ひわけでござ
います。

それから次は、経済問題でいろいろ希望が出
たろうが、それは沖縄問題に連関して出てくるの
ではないだらうかといふ御懸念でござい
ましたが、私は、結論的に見ますと、いわば、それはそれ、
これはこれで、合理的な話し合いについては、開
くべき姿勢の国でもございまいし、良識の国でも
ありますので、たとえば先般の組織の自主規制
の問題等につきましては、わが国としては一致し
てこれに反対の態度をとつております。私も、こ
の点につきましては、前々から反対の態度を堅持
しておりました、何らこれを變更してございま
せん。それが利益に合致すると思ひからでござい
ますが、それはそれとして、これについては向こう
さんの感情は悪いといふことは当然でございま
しょうが、こちらはこちらの態度が正しいので
ございまいし、並列してございまいし、これ
が沖縄返還問題にからんでくると思ひませ
んし、また、現状においてはさういふ心配はない
と思ひます。

最後に、韓国あるいは国民政府の態度の問題で

ございまいし、これらにつきましては、このほど
ASPAACの会議の機会におきまして、会議の席
上の問題にはもちろんお答えを申し上げられ
ども、個別に韓国政府の代表あるいは国民政府の代表
から、沖縄問題についての日米間の話し合いはど
うなつておりましたか、われわれとしても関心
を持っております。しかし、これは日本とアメリ
カとの二国間の話し合いの問題でありますから、
あなたの方の立場に對して不当な干渉いたしたことを
やる意思は毛頭ございせん、兩國政府ともか
ような態度でございまいし。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 淡谷邦彦君。

○淡谷邦彦君登壇、拍手

○淡谷邦彦君 私は、公明党を代表し、沖縄返還
交渉について総理並びに外務大臣に若干の質問を
いたします。

初めに、今回の交渉において日本側が提示した
七二年中に核抜き本土並みの返還をめぐる突っ込
んだ意見がかわされたといふことがございまいし、
その経過はいかなるものであつたか。先ほど
ちよつと触れておつたようでありましたが、当然
突っ込んだ意見であるとするならば、こちらの青
写真もあつたはずでございまいし、七二年までの
スケジュール、また、何に重点を置いて主張をし
たのか、それに対して米側はどのような反応を示
したか、これについて伺いたいのであります。

次に、新たな波紋を巻き起こさうとしてござ
います事前協議の弾力的運用について私からも伺
いたのであります。

六月三日、四日の両日ソウルにおいて行なわれ
た米韓国防関係会議におきまして、米韓兩國は、
北朝鮮が七〇年代に行動を起こすという前提に
立つて、北朝鮮の戦争能力を分野別に詳細に検討
したといわれております。将来朝鮮半島において
起こるかもしれない非常事態についてもさまざま

なケースを想定しながら、米軍が沖縄を含めた日
本の基地から戦術行動をとる際、事前協議による
イエスかノーの決定は討論して煮詰めるという、
しかも、具体的検討は日米の事務レベルの専門家
の共同討議によることを明らかにいたしてござ
います。いつ、どこで、どのように行なわれるの
か、日本側の代表はだれになるのか、議事録は公
開されるのか、国民に納得のいくようにお示しを
いたしたいと思ひます。

さらに、六月九日、ホルルルにおいて行なわれ
たニクソン大統領とボンスチール在韓米軍司令
官との会議でも、北朝鮮との間で今後問題が起
きた場合の対応策を話し合つたと言われてござ
います。ニクソン大統領は、プエブロ号事件や、米機
撃墜のような事態が新たに発生した場合に備へ
る急計画を仕上げるつあるといふ、おそろしくこれ
が日米間の事務レベルの専門家会議にも米側から
持ち出される主張の基礎になるものと予想され
るであります。政府は、このよう米国の準備状
況をどのように把握しているのか。また、対応策
は準備されているのか、お答えをいたしたい。

次に、本度二月六日の衆議院予算委員会にお
いて、佐藤条約局長は、「沖縄から何らかの形で直
接作戦行動が行なわれる場合、当然日・米・韓は
軍事的には一緒に行動する」と答弁してございま
す。事前協議の弾力的運用は日・米・韓の軍事的
の一体化に新たな道を開くのではないかと考へられ
ますが、どうでございまいしうか。何らかの形にせよ、直
接作戦行動についてはノーと言ふ以外ないはずで
あります。政府は、あくまでもノーと貫き通す
御意思があるかどうか伺いたいのであります。

一九六五年、日韓条約の臨時国会で、わが党
は、日韓条約は日・米・韓の軍事的の一体化を招く
危険があると批判しましたが、これに對し佐藤総
理をはじめ政府は、口をきわめてあらゆる機会に
否定したのであります。ところが、四年後の今日、
政府は、日・米・韓の軍事的の一体化を平然と
言明するようになったのはいかなる理由によるも

のでありましょか。事前協議の弾力的運用により何らかの形で米軍の直接作戦行動が行なわれるなら、日・米・韓の軍事的一体化が起こることを政府は再確認をするでありましょか。もし、このような重大な変更を伴う政策を国民に何ら相談せず推進するなら、憲法第九条のじゅうりんであり、日米安保体制の大転換を意図していることになると思うが、明らかにしていただきたい。

次に、本年三月三十一日の参議院予算委員会、佐藤総理は、先ほど申し述べた通りでありましたように、「核がない」と核の抑止力がない、というものがあつたと言われないの、一番いいと思う、事前協議については、国益を考慮し、自主的に判断する、しかし、ノーばかりが国益に合致するとは思われない、ときにはイエスがあることも頭に入れてほしい。これは昨日の衆議院本会議においても一貫して述べられております。しかし、事前協議のおもな対象の一つに、言うまでもなく、米軍の装備における重要な変更があり、それは核の持ち込みを意味するものと今日では常識化されている。そうすると、弾力的運用の中に核兵器の持ち込みについてもイエスと言う可能性が十分考えられるのでありますが、そうなれば、佐藤総理の言う非核三原則は根本的にくずれることになるのでありますが、どうか矛盾のない一貫した答弁をお願いしたいと思つております。

次に、六月十一日、愛知外務大臣は、ASPA Cに出席の崔韓国外務部長官と川奈ホテルにおいて沖繩問題について話し合った際、崔長官は、「沖繩の米軍基地の敏速かつ効果的な活用がそこなわれないように」と要望したことに対し、外務大臣は「韓国を含む極東の安全保障については日本も十分配慮する」と回答されておりますが、十分な配慮とは具体的にどういふことなのか、お示しをいただきたいと思つております。

次に、佐藤総理は、先般、沖繩返還交渉の過程において、現に沖繩にある米軍の兵力や基地は

政府側で十分調べると言明されております。ところが、最近伝えられるところによれば、メースB基地などが統々強化されている様子であり、また、ベトナムから引き揚げる米軍の戦闘部隊の一部も来るのではないかと取りざたされております。いままででさえ沖繩米軍の配置は事前協議基準をはるかに上回っているわけでありまして、政府は、いつ、どのような方法で十分な調査をやるのか、それとまず調査を始めていられるのか伺いたい。さらに、調査が十分でなければ、申すまでもなく、基地の態様について具体的な主張ができにくいことになるわけでありまして、この調査について米側は了解しているのかどうか、あわせてお答えいただきたいのであります。

次に、沖繩におけるB52の撤去問題は、今回の外務大臣の訪米の際にも再び注意を喚起したことが伝えられております。当時、B52の撤去については六月ごろには解消されるものと、このように予測されていたわけでありまして、しかし、いまだに実現の動きもない。今後の見通しについて明確にお示しをいただきたい。

次に、ニクソン大統領が沖繩返還問題について決着をつけるための判断の基礎として考えられますことは、ベトナム和平の展望、九全大会後における中国の外交姿勢、あるいは朝鮮問題を中心にベトナム以後のアジア情勢の推移について綿密な分析と判断を迫られることは想像にかたくないわけでありまして、とりわけベトナム戦争の解決を急ぐ米側にとつてみれば、ベトナム問題を最優先とするのではないかと考えられるが、交渉の経過の上から米側の態度をあらためてお伺いしたいのであります。極東情勢の分析では、レーード国防長官が「一番きびしい見方をしていたという外務大臣の談話がございましたが、それが返還交渉の阻害条件になるものであるかどうか。そのおそれはないのか。また、いかなる問題点についてきびしい見方をされていたのか。この点についても明らかにしていただきたいわけでありまして、

次に、先年奄美大島が祖国復帰するとき、当時の吉田総理は、奄美を日本一の豊かな地方にしてみせると大みえを切ったことは、今日でも奄美の語りぐさになっておりますが、その後の政府の復興計画にもかかわらず、現在の奄美はおそらく日本一の貧しさに苦しんでいる状態であるといつていいのであります。その意味で祖国復帰後の沖繩にどのような経済政策をとるのが最大の関心事でございまして、七二年といつてもそれがかりに実現されたとしても、そこまでの準備期間がございまして、また沖繩の経済問題についても、当然一つのスケジュールとして、プログラムとして今回の交渉にも話が出たと思つておりますが、基地経済という特異な体制から脱却を願う沖繩県民にとつて、まさしくこの問題は死活問題であることは言うまでもございせん。たとえば、まず第一に、日本国民としての権利義務を獲得することが先決条件ではございまして、百二十をこえる軍事基地の整理縮小による労働者を一体どうするか。また、ドル通貨で心配されてきた基地依存経済をどう転換するか。円への切りかえはどうするか。また、米民政府の管理のもとに置かれております琉球電力公社、水道公社、開発公社など、移管方法はもうすでに考えられていると思ひますけれども、どうなっているのか。また、地方交付税などについても当然問題になるわけでございます。こうした差し迫つた問題が山積をしておりますが、政府は具体的にこれをいま現在手がけているのかどうか、お伺いしたいのであります。

次に、ロジャーズ國務長官は、「日本はウイスキーをスコットランドに、自動車をデトロイトに輸出するという容易ならぬ交渉相手であるから慎重にならざるを得ない」と、先ほど組織製品の問題について話がありましたが、ただ、先ほどの大臣の御答弁では、いささか不安が残らないでもございせんので、もう一度明確に伺いたいでございまして、沖繩問題も大切であらう

が、資本の自由化も十分考えてもらわなくては困るということが、いま申し上げた話の中にほめかされてゐるのではないかと。スタンズ商務長官、ケネディー財務長官との会議内容について、沖繩返還交渉と経済問題をからませない、いわゆる取引の手段にはしないとながら、何か割り切れない印象を受けるわけでありまして、相当アメリカの壁は厚い等々の表現をもつても十分うなずける問題ではなからうか。全くそうした気配はないのか、この辺の事情についてお答えをいただきたい。

次に、かつてサンフランシスコ平和条約で沖繩を本土から切り離すとき、政府は沖繩県民の意思を踏みにじり交渉を行つたのでありますが、今回もまた県民の意思が大いに無視されようとしております。憲法に明らかに無視されようとしております。主権は国会を通じて行なわれるべきものであり、政府は、沖繩返還交渉の前提として、沖繩県民の国政参加すなわち国会への代表出席、表決への参加を実現させるのは当然ではないかと思ひます。政府に現在その用意はないかどうかお伺ひいたします。

最後に、けさの新聞報道によれば、防衛庁は、「日米安保体制を解消し自主防衛に転換する場合は核装備、徴兵制度が必要だ」との見解をまとめ、しかも、憲法上の制約や国民感情は考慮しないと断つた上、核弾頭や長距離ミサイルを自力で開発するとの言明がなされております。一方においては非核三原則をうたいながら、全く混乱した政府のこの考え方というものは、どうしたものであらう。国民としてもその判断に苦しむわけでございます。この点について政府の一貫した考え方を、やはりこの機会に明確にしたいので、總理大臣の明確な答弁をお願いいたしまして、私の質問を終わることにいたします。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) 渋谷君にお答えいたします

ます。

かねて質問要旨として伺ったことやお話を違つておりますので、あるいは十分聞き取り得なかつた点もあるかと思ひます。もしこれらの点がありましたら、後ほど訂正させていただきます。

沖繩の返還交渉の経過等についてのお尋ねがまず第一にありましたが、この点は外務大臣から説明したとおりであります。私とニクソン大統領との会談で、返還の時期や基地の態様等について基本的な合意が得られれば、引き続き日米間で具体的なスケジュールについて話し合いが始まることになるものと御理解を願ひます。ただいまのところはその段階までいっておりません。

次に、事前協議にあつたての政府の基本的態度であります。この態度は、事前協議の本旨にのっとり、具体的事例に即して、わが国の利益の見地から、自主的に判断して諸否をきめるということでありまして、このことは日・米・韓の軍事的一体化の道を開くというようなことは全く異なることでもあります。誤解のないように願つておきます。

なお、政府は安保条約の運用にあつたて、憲法に違反するようなことは、もちろん絶対にございせんので、その点も御安心をいただきたいと思ひます。

次に、先週の初めにニクソン大統領がホノルルにおきまして在韓米軍司令官と会談して、朝鮮半島で予想される事態について話し合つたという報道がありました。御指摘のような緊急計画については、何も承知しておりません。また、御指摘のようない日・米・韓の事務レベルの専門家会議なるものも存在しておりません。もつとも、わが国の安全は、わが国の周辺諸国の平和と安全なくしては保障されないのでございまして、わが国としては、この地域の情勢には深い関心を持つており、自主的な立場からわが国にとるべき政策を決定していきたい、かように考えております。

次に、核についてお尋ねがございました。沖繩

の施政権返還後の米軍基地の態様につきまして、政府の意向を十分米政府に伝えております。これは先ほど来お答えしたとおりであります。また、返還後、沖繩防衛の責任は、当然わが国が負うことになるのでありますから、今後、米側と密接な連絡をとりまして、その実態を把握することにとつとめる方針であります。この点では非核原則、もちろん内地の基地と同様に沖繩にも適用される、このことをはっきり申し上げておきます。

また、沖繩の軍基地の調査の問題であります。これらの点については、まだ話がそこまでいっておりません。したがつて、ただいまお答えのできる段階ではございません。B52に対する沖繩同胞の心情は、十分に米側に伝えております。しかしながら、米政府としては、これまでいつ沖繩からB52を撤去するかについては、一切言明しておりません。政府としては、沖繩県民の不安を除くことにつきては、今後とも最大の努力を傾けますが、それにつけても、一日も早く施政権そのものが返還されることを実現することが必要であることは、痛感するような次第であります。

次に、今回の愛知外務大臣の訪米の結果、今秋に予定されている私とニクソン大統領との会談におきましては、日米間の懸案である沖繩の施政権の返還問題について、満足すべき合意に達することとに合意いたしました。そうして具体的に、七月の日米会談の際のロジャーズ國務長官の来日、九月は愛知外務大臣の国連総会に出席のための渡米などの機会において、愛知外務大臣とロジャーズ國務長官との会談、さらには外務大臣とマイヤー大使——駐日大使ですが、近く着任される予定であります。下田大使とロジャーズ國務長官との会談等、外交経路のあらゆるレベルにおいて、日米間の折衝が考えられます。しかしながら、それ以上に、御質問のような限られた問題について、米側との間で何ら具体的な話はまだき

まつておりません。

核抜き本土並みの方針を実現する自信ありやとのお尋ねでありましたが、すでに同じような質問があり、何度かお答えしたとおり、返還後の沖繩の基地には、安保条約並びにその関連取りきめは本土と同様、そのまゝ沖繩にも適用するものであり、その線では米側と最終的な合意に達したいと念願しております。この点では御協力、御支援をお願いしたいと思ひます。

次に、奄美群島が返つたときに、吉田総理は日本一の豊かな島としてみせると、こう言つたが、そうならないんじゃないかというお話でありました。まあ、奄美のことは別といたしまして、復帰後における沖繩経済は、日本経済の一環として位置づけられることは当然であります。沖繩の資源、立地条件、土地利用等を生かした経済の自立性を高める方向で十分な調査研究を行つた上、開発計画を推進してまいりたいと思ひます。ただいま本土との一体化をはかつておりますが、これなども復帰という話がきまれば、それに沿ひまして、さらにこれを促進していかねばならぬと思ひます。

それからドルの円への切りかえにつきまして、経済面に及ぼす影響がきわめて大きいので、復帰の時点で、円滑な移行が可能となるように慎重に検討する方針で、ただいまからすでに検討を始めております。

次に、電力公社、水道公社、開発公社等についてのお尋ねがありました。まず先に、開発金融公社につきては、現在、日米琉球問題委員会におきまして、琉球政府への移管問題を検討中でありまして、近くその管理形態についての結論が得られる見通しであります。電力及び水道公社につきましては、現在、同公社が民需及び軍需双方の供給をおおむね一元的に供給しておりますが、これから公社は、米軍基地の機能、技術とも密接な関連を持つておりますので、住民生活及び経済に対する配慮を第一義的に考えて、今後のあり方を検討

いたしてまいりつてもあります。

地方交付税等についてもお尋ねがありました。が、これまで、以上のような公社の移管、それにもまして県になるのでありますから、当然地方交付税等についても、われわれが今日から準備し、そしてこれに手がけておくれることのないようにしなければならぬ、これは当然であります。

次に、最後にお尋ねのありましたたけさの新聞の話であります。緊急に質問に追加されました、私もさうな点をいろいろ事務的にいま調べている最中でありまして。もちろん、私自身がすでに徴兵制度には反対であります。また、日本自身が核を持つというようなことは毛頭考えておりませんし、また、日米安全保障条約、これはただいま堅持する基本的な方針をとつておりますので、先ほどお話のありましたような、けさの新聞記事云々等につきては、私、ただいま私の基本的態度をお答えをする以外には材料をもちろん持つておりません。しかし、かような記事が出たという以上、これらの点につきては、さらにさうによりく実態を調べた上で、はつきり私の態度も御説明したいと思ひます。きょうは、在米から、私がかねて申しております基本的な態度を重ねて申し上げ、そして、その記事についての直接の答えでないことは御了承願ひたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○國務大臣(愛知揆一君) 今年の十一月に総理が訪米されました。返還問題についての大綱がまゝにまゐりますれば、それから実際の返還の時期までに予想される事務分量を考慮してみただけでも、相当これはたいへんな仕事であらうということが予想されるわけでございます。それらについては、まだ十一月以降のことでございますけれども、いまから相当の前進の考え方で、日程プログラム等も考えていかねばならない、かように存じております。なお、こういう点につきては、米側も相当向きの考え方をしているとい

次に、極東の情勢についてのお話でございますが、やはり国防長官というより責任の重い立場にあるレアード氏にしてみれば、相当極東情勢についても、きびしい、かつ緊迫した情勢判断をしておられるように認めました。しかし、およそ情勢判断というものについては、そもそもが幅のある性格の問題でございます。また緊迫の度合い、あるいは時間的な要素等々、いろいろな要素を加えてみなければなりませんので、何もことさらに、極東情勢の分析について見解が離れているというようなほどのことでは私はなかりと存じません。わがほうといたしましては、たとえば朝鮮半

最後に、経済問題でございますが、経済問題についてアメリカ側が望んでいる本質は、資本の自由化であり、残存輸入の自由化の促進でございます。これらにつきましては、日本としても、自由化の大道については、やはり前向きな基本的な考え方は同じでございますから、それに異議はないのであります。が、アメリカに比べれば、日本は、一口に言つて、何といつてもまだはるかにおくれてゐる経済であります。したがつて、アメリカから言へば、もどかしいかもしれないけれども、日本としては、終局的に資本並びに貿易の自由化の大道を歩みつつあるのであるから、この誠意のあるやり方についての理解を求めたつもりでございます。同時に、こういう努力をわが国もし

次に、外務大臣に質問いたします。

愛知外務大臣の今回の訪米は、沖縄返還問題が主であつたことは明らかであります。米田側の要請に応じて、外務大臣は、スタンズ商務長官、ケネディー財務長官にもお会いになりました。そして、日米間の経済問題について懇談されたというのを伺っております。沖縄返還問題が目下日本にとって非常に重大な問題であることは申すまでもありません。

ありますから、ぜひこれを実現していただきたい。しかし、国民は核抜き本土並みに事前協議制や自由使用がからみ合い、核抜き本土並みが骨抜きになるか、または逆に本土が沖繩並みになるのか、ではないかという不安の念を持っており、このような不安の念が今後の沖縄返還交渉に関して不利な状況をつくるのではないかとすることが心配になります。政府はそのような国民の不安を一掃するよう一そう努力していただきたいと思う。沖縄返還問題の核心は、沖縄における施政権の返還そのものではない。施政権の返還そのものについては、これはすでに日米間に暗黙の了解があるので、すでに解決済みであると思われる。沖縄返還問題の核心は基地問題。そしてさらにこれを具体的に考えますというとき、アジアの平和に対する日米両国の責任分配ないし分担の問題であります。

昭和四十四年六月十三日 参議院會議録第二十七号 國務大臣の報告に關する件(外務大臣の訪米報告)

す。従来、日本政府は吉田内閣以来、日米安保条約を日本外交、日本防衛政策の基礎としてまいりました。日本の国力が弱かったときはこれはやむを得ません。しかしながら、今日、日本の国民総生産五十一兆九百二十億、西独を抜いて自由圏において第二位になりました。外交、防衛ともに自主独立の政策をとるべきは当然であります。

ところで、日本のとるべき外交、防衛政策はアメリカの世界政策と矛盾するが、枝葉末節の点とはともかく、根本において矛盾するところはありません。日本から見た場合、アメリカとの友好はこれは当然であります。アメリカから見ても日本は貴重な存在であります。年々増大する日本の経済力はもちろん、日本列島の地政学的地位はアメリカの防衛にとつても不可欠であります。ゆえに、日本としてなすべきことは、アジアの平和に對して国力に即応した責任を分担することであり、そのためには日本の劣勢、弱体を前提として成立した現行日米安保条約を改正し、日米平等の立場でアジアの平和に對し平等の責任を負担すべきであります。残念ながら、佐藤内閣にはそのような意欲が認められません。愛知外相が今回の訪米に際して、日米安保条約の自動延長をほのめかしたというのは、従来の対米依存の態度を少しも改めていない証拠ではありません。日本は、安易で安上がりな現行日米安保条約を延長し、アジアの平和はもとより、日本の防衛自体についてすら十分の責任をとらないのではないかと、対日

不信感がアメリカにあるのではないかと。そして、そのような日本政府の基本的姿勢が、核抜き本土並み沖縄返還交渉に對して大きな障害をなしているのではないかと。アジアの平和に對して、日米の根本的な利害が一致している以上、沖縄百万の県民を含む日本国民の悲願である核抜き、本土並み沖縄返還に關し、アメリカが、それに異論を唱えるはずはないと信じます。

以上の点に關し、総理大臣並びに外務大臣の御所見を伺いまして、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手)

○國務大臣(佐藤榮作君) 松下君のお尋ねにお答えいたします前に、先ほど渋谷君からのお尋ねに、私が答弁漏れしたものがございますから、この際に補足いたします。たいへん申しわけのないことで、いまようやく気がつき——御指摘になりましたので、いま気がついて、補足いたします。お許しを得たいと思います。

それは、沖縄県民の国政参加についてのお尋ねがあつたのでありますが、私がかつにも聞き漏らしたということでございます。この問題は、日米政府間で、昨年の十月に、基本的な合意がなされております。しかし、沖縄住民の代表の国政参加は、国会の組織運営に關する事項でありますので、国会にお願いすることが最も適当だと考え、先般、衆参両院議長に、これを依頼した次第であります。何とぞよろしく御審議のほどお願いいた

します。

次に、松下君にお答えいたします。

最初に、六月五日のできごとについての御意見でございます。私も、これは、基地の機能の維持という目的から発したこととはいえ、米軍憲兵が、銃剣をもってピケの規制に当たり、不祥事件の発生を見たということは、まことに遺憾なことでございます。したがって、この旨、直ちに米側にも申し入れた次第であります。当時、その事情につきましては、いろんなことがいわれておりますし、また、その後、だんだん明確にもなつてまいりました。結局、ピケが七十数カ所にしか、民警察官が手薄であつた、そういうことが、こういう事故を引き起こした原因のようにも思います。何といたしまして、かような事態が起きましたことは、まことに遺憾なことであり、政府からも米側に対して、この点を指摘した次第であります。米側におきまして、この不祥事件が起きたことにつきましては遺憾である旨、意思表示をしております。したがって、かかる事件が、再び起きないように措置されるものと、私はかように考えております。

また、いわゆるこの事件が起きた原因等については、いわゆる労使双方の紛争事件は、ただいま、ようやく解決を見たようであります。しかし、この種の問題が再度発生しないように、この上とも、注意するようにいたしたい。これは、米軍に氣をつけていただくつもりであります。

次に、今回の愛知外務大臣の訪米につきまして、米政府首脳に對して、沖縄返還に對する、沖縄県民を含むわが国全國民の願望を、十分説明することができたことを確信をしております。早期返還、これは、沖縄県民を含むわが国全國民の一致した民族的願望ということが言えるのではないかと思います。したがって、おそくとも、一九七二年じゅうには沖縄の施政権は、わが国に返還されるべきこと、また、施政権返還後の沖縄に残される米軍基地については、日米安保条約及びその関連取りきめが、本土の場合と同様に、そのまま適用されるべきであるとの立場を主張いたしましたのであります。特に核兵器の問題につきましては、世界で唯一の被爆国として、わが國の國民感情、これを強く訴えてありますので、よく詳しく説明いたしましたので、これらの点については理解を深めたと思ひます。また、事前協議については、政府としては、あくまでも現行安保体制を維持し、そのワケ内でこの問題の解決をはかりたいと考えてあります。

事前協議条項の弾力的運用ということがいわれておりますが、政府といたしましては、外務大臣からしばしばお答えしておりますように、弾力的運用ということではございません。事前協議の正しい運用、すなわち具体的事案についての国益を

守る、その立場に立つて自主的に事前協議に応ずるといふ態度、この基本的な態度をよく理解していただきたいと思います。そのような見地から、沖縄につきましても、本土の場合と同様に、安保条約及び関連取りきめをそのまま沖縄に適用するのが最も自然であるというのが、政府の基本的な立場であり、今回この点を米側に對して十分に説明したのであります。

愛知外相の今回の訪米は、沖縄返還交渉のまあいわば第一ラウンドであり、米側ももっぱら聞き役に回ったので、いまから本交渉の今後の見通しについて見解を述べることは差し控えたいと思いますが、それにしても、今回の諸会議を通じて、米側は深い理解を持ってわがほうの立場の説明を聞き、沖縄返還を通じて日米友好関係をより一層堅固な基礎の上に置くという大局的な見地から鋭意検討を進めることを確約したのであります。今後の日米両国政府間の率直な協議を通じて、必ずや沖縄県民を含むわが国全国民の期待に沿う解決に到達し得るよう、われわれは最善の努力をする決意でございます。この点を御了承いただき、さらに国会の各党の御支援、御鞭撻を心からお願いする次第であります。(拍手)

〔國務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○國務大臣(愛知揆一君) まず最初に、全軍勞のストにかかわります不祥事につきまして、たまたま滞米中でございました私に對しまして、レアー国防長官から、陳謝と申しますか、まことに遺憾なことであったというおわびのことばがさつさくございました。また、國務省側からも、ジョンソン次官から、同様の申し入れと申しますか、ことばがございましたことを御報告申し上げておきます。

次に、經濟關係の問題でございますが、相手方は商務長官と財務長官でございます。主として貿易及び資本の自由化につきまして、当方からは、先ほども申しましたように、貿易及び資本の自由化を日本としては基本政策として進めておる、アメリカ側から見れば、あるいはそのテンポはおそいと思われるかもしれないが、せつかく日本がその努力をしておるこの態度あるいは方針に水をさすような措置は絶対に困るというのが、当方からの態度の表明でございます。米側は、民主主義の国家である關係で、国内の啓蒙上からいって、もう少し日本が自由化に強力に邁進してくれないと、なかなか世論を納得させることはできないというふうな主張がございました。要するに、こういうふうなところが両国間の經濟問題としての現在の認識の相違、あるいは意見の多少の食い違いというところではなからうかと存じます。向こうもわれわれの言い分にもっと耳をかすべきであると思ひますし、私どももまた謙虚に聞くべきところは聞く必要もあらうかと思ひますが、これも先ほど申し上げましたように、幸い七月二十九日から三日間、兩國の經濟關係合同委員会がございまして、さらにその場におきまして意見の交換をすることに相なっております。

次に、組織の輸出自主規制の問題につきまして、やはりアメリカ側はスタンズ長官から、米国の議會、労働組合、これからの圧力がきわめて強い、米政府としては、その間に立つて何らかの形で日本その他の国に自主規制を求めることをあきらめられないのであるということをさらに繰り返しておりましたが、私はこの問題については、すでにスタンズ来日のときに申しましたとおり、繰り返して日本国におきましても衆議院本會議では全会一致の反対の決議があり、組合も絶対反対であり、百八十万人にのぼる關係の人たちがあつて、すべてが反対である。それからアメリカがこのような措置をとらなければならない根拠に乏しい。また、ヨーロッパ及びアジア諸国もアメリカのこうした態度には反対の立場をとっているの状況から見ても困難であるという態度で終始いたしまして、本件については平行線に終わつておる次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 春日正一君。

〔春日正一君登壇、拍手〕

○春日正一君 私は、日本共産党を代表して、愛知外相の訪米報告について質問します。

愛知外相は、訪米報告の中で、日米友好を強調しながら、日本国民の要望に沿つて沖縄返還交渉に当たつたかのように述べております。ところで、去る五日、外相がロジャーズ國務長官との會談でアメリカ政府の立場に理解の念を表明したまさに同じ日に、沖縄では、ストライキ中の労働者を米軍が銃剣によつて弾圧するという重大な事件が起こりました。この米軍の狂暴な行為に、政府は一片の抗議もしません。これはまさに佐藤内閣の沖縄問題に対する卑屈な姿を象徴的に示すものであります。そもそもサンフランシスコ条約第三条によるアメリカの沖縄占領は、不法なものである。だから、沖縄県民をはじめ多くの国民が、沖縄の即時・無条件・全面返還を強く要求しているのであります。しかるに愛知外相は、アメリカの不法な沖縄占領を容認する立場から、沖縄基地の機能とその安定をそこなわない方式なものを提唱し、その上、アメリカの要求にこたえて、安保条約の自動継続、自衛隊の増強、アジア地域への經濟援助の増大などの構想を提示しております。これは、沖縄返還問題をこに日日本をアメリカのアジア侵略政策に全面的に組み入れ、対米従属のもとで日本軍国主義の復活を新たな段階に押し進めるものと言わなければなりません。一体アメリカは、日本への沖縄の即時返還を拒否し、日本に施政権返還の代償を要求するいかなる権限を持っているのですか。總理の明確な答弁を願ひます。

現在、沖縄は、アメリカのアジア侵略の拠点として、核基地が置かれ、ベトナム侵略戦争では、出撃基地となっています。この基地の機能をそくなわれないことを前提にして、安保条約を適用し、事前協議の適正な運用、すなわち弾力的運用をはかることは、米軍による沖縄への核持ち込みと自由使用を認めることにならざるを得ません。しかも、政府の言うように、本土と沖縄を差別しないならば、核つき自由使用が本土まで拡大されることになるではありませんか。したがって政府の沖縄返還方針は、日本全土の沖縄化を目指すものであるといつても過言ではありません。

そこで、端的に質問をしますが、第一に、総理は、現在沖縄にあるメーヌBはもちろん、その他一切の核兵器を、ボラリス型原潜の人港も含めて、佐藤内閣以後も、わが国の基本方針として、わが国の領土、領空、領海に、絶対に持ち込ませないと公約できますか。

第二に、事前協議は、安保条約第五条による日米共同防衛の場合を除いていますが、総理は、この場合も核兵器の持ち込みを絶対に許しませんか。許さないとするなら、その保証、歯どめはどこにありますか。

第三に、アメリカの原子力法は、核兵器の所在を明らかにすることを禁止しています。またランパート高等弁務官も、つい最近、「沖縄の核装備の有無については是認も否認もしないのが、確立された米政府の方針である」と言明しています。

とするならば、アメリカが核兵器の持ち込みを日本に通告し、事前協議を行なうことはあり得ないではありませんか。したがって、政府の言う核抜きとは、実際には、国民を欺く核隠しでしかありません。核兵器を持ち込まぬという政府のことがばが本心ならば、少なくとも、日本の主権に基づいて、米軍基地への立ち入り調査権を確立しなければなりません。総理にその意思があらになるかどうか、明確な答弁を求めます。

以上の簡単な指摘でも明らかのように、安保体制のワク内での沖縄の施政権返還という政府の方針は、日米安保条約の事実上の再改定であって、侵略的な日米軍事同盟を一そう強化するものであります。したがって、日本の真の独立と平和、中立を実現する道は、安保条約の廃棄と沖縄の即時・無条件・全面返還の方向以外にないことを指摘して、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) 春日君にお答えいたします。

春日君のお尋ねは、質問というよりはむしろ共産党の主張を一方的に述べられた、その感が深いのであります。もちろん時間もわずか五分でありますから、そういう意味でただいまのようなことになったのはやむを得なかったかと同情しながらお答えをいたしますので、お聞き取りをいただきたいと思ひます。その点で、共産党の方とは基本的に私どもは見解が違ひ。したがって、ちよつと

議論がかみ合ひにくいのでありますけれども、この国会を通じて国民各位が聞いておられますので、私は国民各位の御理解を得るという意味から、大事な点等についてお答えをしてみたいと思ひます。

まず、米國は沖縄を日本に返還するにあたり、特にその代償を求めておるといふものはないと思ひます。この点をまずはっきりお答えしておきますから、誤解のないようお願いしておきます。

また、政府が日米安保体制のワク内での沖縄問題を解決しようとしているのは、わが國の安全を確保するための当然の措置であります。これもはっきり共産党の主張とは違ひますが、私どもは安保体制のワク内での問題を解決するんだということを申し上げております。

次に、政府はわが國の安全のため、返還後も沖縄に米軍基地が何らかの形で存続することを望んでおります。その基地は本土と同様に、日米安保条約とその関連取りきめがそのまま適用されるようにしようとするものであります。その場合に、米軍の核持ち込みや米軍の自由な基地使用が行なわれないことは、本土の場合と全く変わらないのであります。しばしば言われるのであります、本土を沖縄化するのではないかと言われますが、本土を沖縄化するのではありません。本土に復帰するのでありますから、ただいまのような本末転倒の御議論はなさらないほうがいいと思ひます。ま

た、現在沖縄は米國の施政権下にあり、その基地を日本が立ち入って検査することには問題がありますが、施政権返還後はわが國の領土となるわけでありまして、米軍が政府の意思に反して核を隠して配備するようなことは絶対にあるべきではありません。

最後に、沖縄につきまして、安保条約以外の特別な取りきめは行なわれないというのが政府の基本的考えでありますから、この点も特に誤解のないようお願いをしておきます。

いろいろ問題を提起されましたけれども、私はいまほど来答えた点以外のものについて申し上げたような次第であります。事前協議については何度も申し上げましたから重ねて申し上げません。また、アメリカと交渉するに際しましては、私どもは卑屈な態度ではもちろんアメリカと交渉はできないことであります。対等の立場において、われわれの主張すべきものは堂々と主張するということでございます。(拍手)

以上でございます。(拍手)

○副議長(安井謙吉) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長(安井謙吉) 日程第二、簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長永岡光治君。

審査報告書

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年六月十日

通信委員長 永岡 光治
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済事情の推移及び保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、不慮の事故等に因る傷害について保障する傷害特約の制度を創設するとともに、保険金額の最高制限額を二百万円に引き上げる等の改正をしようとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年五月九日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)

の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 保険契約には、次条に規定する傷害特約を附することが出来る。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 傷害特約においては、国が、前条第一項の契約に係る被保険者が不慮の事故又は第三者の加害行為(以下「不慮の事故等」という。)に因り受けた傷害について保険金を支払うことを約し、保険契約者が国に保険料を支払うことを約するものとする。

第六条第一項中「第十一号を第十二号とし、第十四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。」

四 傷害特約を附することができない場合に關する事項

第七条の二第二項中「家族保険の保険契約」の下に「(傷害特約に係る部分を除く。)」を加え、同条

の次に次の一条を加える。

(傷害特約の被保険者の制限)

第七条の三 第十六条の二の家族保険の保険契約

においては、傷害特約に係る被保険者は、第七条第二項に規定する被保険者でなければならない。

第八条に次の一項を加える。

2 前項の保険契約に傷害特約を附する場合に、同項の規定を準用する。

第九条中「保険契約」の下に「(傷害特約に係る部分を除く。)」を加える。

第十条の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、これに傷害特約を附することについては、この限りでない。

第十条の二第二項中「申込を」を「申込み(保険契約

の改定の申込みを除く。以下同じ。)」に改める。

第十一条中「保険契約」の下に「(傷害特約に係る部分を除く。)」を加える。

第十一条の二第二項中「保険契約」の下に「(傷害特約に係る部分を除く。)」を加え、同条第四項中「第八条本文」を「第八条第一項本文」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(傷害特約の保険金受取人)

第十一条の三 傷害特約においては、次の者を保険金受取人とする。

一 第十六条の四の規定により被保険者の死亡に係る保険金を支払う場合にあつては、被保

険者が不慮の事故等に因り傷害を受けた時に

死亡したとした場合に当該傷害特約に係る主

契約(当該傷害特約が附されている保険契約における第五条第一項の契約に係る部分を除く。以下同じ。))において保険金受取人となる者

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、被保険者。ただし、保険金を請求する前に被保険者が死亡したときにあつては、被保険者の遺族

2 前項第二号の遺族については、第三十四条第二項から第六項までの規定を準用する。

第十六条の三の次に次の一条を加える。

(傷害特約)

第十六条の四 傷害特約においては、被保険者が保険期間中に不慮の事故等に因り傷害を受けたときは、保険約款の定めるところにより、当該傷害を直接の原因とする死亡、身体障害、病院又は診療所への入院その他当該傷害に因つて生じた結果に対し、保険金を支払う。

第十七条第一項中「被保険者一人につき」を「第五条第一項の契約及び傷害特約の別に、被保険者一人につきそれぞれに、」百五十万円を「二百万円」に改め、同条第二項中「保険金額」は「の下に、傷害特約に係るものを除き」を加える。

第十七条の二中「主たる被保険者に係る保険金額」の下に「(傷害特約に係るものを除く。)」を加える。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

七三五

(保険料等の計算)

第十八条 保険料の計算の基礎及び被保険者のために積み立てるべき金額の計算の方法は、官報で公示しなければならない。

第十九条 削除

第二十一条第一項中「被保険者が」の下に「第五条第一項の契約に関する」を加える。

第二十二条第二項中「特別養老保険の保険契約」の下に「傷害特約に係る部分を除く。」を加え、同条第三項中「家族保険の保険契約」の下に「傷害特約に係る部分を除く。」を加える。

第二十三条第一項中「家族保険の保険契約にあつては、保険約款で定める保険金受取人」を「傷害特約が附されている保険契約にあつては主契約に係る保険金受取人とし、家族保険の保険契約にあつては保険約款で定める保険金受取人とする。」に改める。

第二十五条第二項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 傷害特約が附されたときは、その旨並びにこれに係る保険金額、保険料の額及び保険期間

第二十七条第一項中「当時、既に保険事故」の下に「(傷害特約に係る保険事故を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 傷害特約においては、国又は保険契約者が、保険契約の申込みの当時、既に傷害特約に係る

保険事故の生じたことを知つてゐるときは、国は、当該傷害について保険金の支払をする責めに任じない。

第二十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次条に規定する場合においては、この限りでない。

第二十八条第二項中「災害」を「不慮の事故等」に改め、同条第三項中「保険金」の下に「(傷害特約に係るものを除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(傷害特約の失効)

第二十八条の二 保険契約者が、傷害特約が附されている保険契約の主契約に係る保険料払込期間の経過後もなお払い込むべき当該傷害特約に係る保険料を払い込まないで、保険約款の定める払込猶予期間を経過したときは、当該傷害特約は、その効力を失う。

第二十九条本文中「前条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条ただし書中「前条第一項」を「同項」に改める。

第二十九条の二の次に次の一条を加える。

第二十九条の三 傷害特約が附されている保険契約が保険料払済保険契約に変更されたときは、当該傷害特約は、その効力を失う。

第三十一条第一項中「家族保険の保険契約にあつては、」を「(傷害特約が附されている保険契約にあつては主契約に係る被保険者とし、家族保険の保険契約にあつては「に、」不慮の事故その他不

可抗力若しくは第三者の加害行為」を「不慮の事故等」に改める。

第三十二条中「災害」を「不慮の事故等」に改める。

第三十三条第一項中「被保険者」の下に「(傷害特約が附されている保険契約にあつては、主契約に係る被保険者)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 傷害特約に係る被保険者で年齢六年に満たないものが不慮の事故等に因り傷害を受けた場合において、当該傷害を直接の原因として死亡し、又はその身体に障害が生じたときは、保険約款の定めるところにより、保険金額の一部を支払う。

第三十四条第一項中「保険契約」の下に「(傷害特約に係る部分を除く。)」を加える。

第三十五条第一項中「左の場合」を「(保険契約(傷害特約に係る部分を除く。))においては、次に掲げる場合」に改め、同条に次の一項を加える。

2 傷害特約においては、保険契約者又は保険金受取人が故意に被保険者に傷害を与えたときは、国は、当該傷害について保険金を支払う責めに任じない。ただし、当該保険金受取人が保険金の一部を受け取るべき場合には、国は、他の保険金受取人にその残額を支払う。

第三十七条第一項中「ないときは、」の下に「第三十八条第一項の規定により」を加える。

下に「(傷害特約に係るものを除く。)」を加える。
第三十七条の六中「災害」を「不慮の事故等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(傷害特約の追加による改定)

第三十七条の七 傷害特約が附されていない保険契約については、保険契約者は、保険約款の定めるところにより、傷害特約を附するための当該保険契約の改定の申込みをすることができる。

2 前項の保険契約の改定については、第二十七条第三項及び第三十七条の四の規定を準用する。

第三十八条第一項中「特別養老保険の保険契約」の下に「(傷害特約に係る部分を除く。)」を加え、同条第三項中「第八号」を「第八号第一項」に改める。

第三十九条中「主たる被保険者について保険金」の下に「(傷害特約に係るものを除く。)」を加え、「第三十五条第三号の場合及び」を「第三十五条第一項第三号及び同条第二項の場合並びに」に、「家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金受取人」を「傷害特約が附されている保険契約にあつては主契約に係る保険金受取人とし、家族保険の保険契約にあつては主たる被保険者に係る保険金受取人とする。」に改める。

第四十二条に次の一項を加える。

3 傷害特約においては、保険契約の復活があつた場合においても、国は、保険契約の失効後その復活までに被保険者が不慮の事故等に因り受

けた傷害について保険金の支払をする責めに任
じない。

第四十四条中「災害」を「不慮の事故等」に改め
る。

第四十五条第一項中「被保険者が」を「被保険者
(傷害特約が附されている保険契約にあつては、
主契約に係る被保険者。以下この項において同
じ。)」に改め、「保険金受取人」の下に「(傷害特
約が附されている保険契約にあつては、主契約に
係る保険金受取人)」を加える。

第四十七条第一項中「(家族保険の保険契約にあ
つては、主たる被保険者に係る保険金受取人に限
る。)」を削り、同条第二項中「減する」を「減すこ
とができる」に改める。

第五十一条中「(家族保険の保険契約にあつて
は、主たる被保険者に係る保険金に限る。)」を削
り、「控除する」を「控除することができる」に改め
る。

附 則

1 この法律は、昭和四十四年九月一日から施行
する。ただし、第十条の二第二項の改正規定、
第十七条第一項の改正規定(「百五十万円」を「二

百万円」に改める部分に限る。)並びに第十八
条、第十九条、第三十七条第一項、第四十七条
及び第五十一条の改正規定は、公布の日から施
行する。

2 第十九条の改正規定の施行前に効力が発生し
た簡易生命保険契約に係る被保険者のために積
み立てるべき金額の計算の方法については、な
お従前の例による。

〔永岡光治君登壇、拍手〕

○永岡光治君 ただいま議題となりました法律案
の内容について申し上げます。

本案は、最近における社会経済事情の推移及び
保険需要の動向にかんがみ、保障内容の充実をは
かるため、簡易生命保険に傷害特約の制度を創設
するとともに、保険金の最高制限額の引き上げ等
の改正を行なおうとするものであります。

まず、傷害特約制度について申し上げますと、
最近における交通事故などの増加に対処するた
め、養老保険などの従来の簡易生命保険契約に特
約として付加するものでありまして、被保険者が

不慮の事故により傷害を受けたとき、その傷害の
程度に応じて保険金を支払うものであります。

次に、簡易生命保険の最高制限額の引き上げに
ついて申し上げますと、現在保険金の最高額は百
五十万円に制限されておりますが、国民の経済生
活の安定を確保するため、これを二百万円に引き
上げようとするものであります。

また、保険料の計算基礎及び積み立て金の計算
方法について申し上げますと、現在は法律に定め
られておりますものを、社会経済事情の推移に即
応する時宜に適した運用をはかるため、今後はこ
れを郵政大臣が定めることができるようにしよう
とするものであります。

通信委員会におきましては、傷害特約制度創設
の理由及び傷害の認定の基準、新種保険創設に伴
う要員措置、運用利回りの向上策、保険業界にお
ける資本自由化への対応策等々について熱心な質
疑が行なわれましたが、その詳細は会議録で御承
知願いたいと存じます。

かくて質疑を終局し、別に討論もなく、直ちに
採決の結果、本案は全会一致をもって衆議院送付
案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、こ
れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(安井謙君) 日程第三、石炭対策特別会
計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院
送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長丸
茂重員君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決
した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年五月八日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律

石炭対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「交付金」の下に「補給金、補償金その他の給付金」を加える。

第三条第二項第一号中「補助金」の下に「交付金、補給金、補償金その他の給付金を含む。以下この項において同じ。」を加え、同項第三号中「元利補給金」の下に「同法第四条の二第一項に規定する再建交付金交付契約に基づく交付金」を加える。

附則第二項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

附則第六項及び第七項を次のように改める。

6 昭和四十二年度において一般会計からこの会計に繰り入れた繰入金については、当該繰入金に

に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、この会計から一般会計に繰り入れなければならない。

7 昭和四十四年度及び昭和四十五年度に限り、

この会計において、石炭対策に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができ、

附則中第八項以下を五項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の五項を加える。

8 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

9 附則第七項の規定による借入金は、その借入れをしたときから三年内に償還しなければならない。

10 附則第七項の規定による借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

11 附則第七項の規定による借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

12 附則第七項の規定による借入金は、その借入れをした年度におけるこの会計の歳入とし、附

則第六項の規定による一般会計への繰入金並びに附則第七項の規定による借入金の償還金及び利子は、その支出をした年度におけるこの会計の歳出とする。

附 則

この法律は、公布の日昭和四十四年四月一日から施行する。

改正後の石炭対策特別会計法の規定は、昭和四十四年度の予算から適用する。

「丸茂重貞君登壇、拍手」

○丸茂重貞君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、昭和四十三年十二月の石炭鉱業審議会の答申に基づく対策の一環として、石炭対策特別会計の存続期限を昭和四十八年度まで三年間延長するとともに、同会計に借入れ金の規定を設けるほか、石炭鉱業の再建整備を促進するための再建交付金を同会計の歳出の範囲に加える等、所要の規定の整備をはかりとするものであります。なお、本案は衆議院において、施行期日等について修正が行なわれております。

委員会におきましては、参考人として労使の意見を聴取する等、慎重に審査をいたしました。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、共産党を代表して、渡辺委員より反対の意見が述べられました。

次いで採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、青田委員より再建交付金の交付条件をきびしくすること等の四項目を内容とする自民、社会、公明、民社四党共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) この際、日程に追加して、
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を
改正する法律案(衆議院提出)を議題とすること
に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長(報告)を求めます。議院運営委員
長徳永正利君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部
を改正する法律案

右の本院提案をここに送付する。

昭和四十四年六月十二日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一
部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三

十二年法律第百二十八号)の一部を次のように改
正する。

第三条第一項中「六月一日」を「三月一日、六
月一日」に改める。

第四条第一項中「三月一日」を削り、「次の各
号に掲げる区分に応ずる期間」を「基準日以前六
月以内の期間」に改め、同項各号を削り、同条第
二項中「三月一日」を「十二月一日」に、「三分の
五」を「五分の六」に改め、同項各号を次のよう
に改める。

一 在職期間が六月の場合 百分の五十

二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の四十

三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の三十

四 在職期間が三月未満の場合 百分の十五

第五条の二第一項中「六月二日から」を「三月
二日から五月十五日までの間、六月二日から」、
「五月十五日」を「五月十五日」に、「それぞれ六
月二日」を「それぞれ三月二日、六月二日」に改
める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四

年五月一日から適用する。

〔徳永正利君登壇、拍手〕

○徳永正利君 ただいま議題となりました法律案
は、国会議員の秘書に対する従来の期末手当、勤
勉手当の支給時期及び支給割合等を、昨年末に改
正されました政府職員の例に準じて改正すること
をおもな内容とするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、全会一致
をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、こ
れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君

副議長 安井 謙君

議員

原田 立君 峯山 昭範君

田淵 哲也君 青島 幸男君

塩田 啓典君 藤原 房雄君

萩原幽香子君 山崎しげり君

市川 房枝君 三木 忠雄君

内田 善利君 上林繁次郎君

瓜生 清君 任田 新治君

矢追 秀彦君 阿部 憲一君

浅井 亨君 中尾 辰義君

松下 正寿君 高橋雄之助君

田村 賢作君 小林 章君

沢田 実君 多田 省吾君

黒柳 明君 宮崎 正義君

中沢伊登子君 片山 武夫君

伊藤 五郎君 後藤 義隆君

江藤 智君	船田 讓君	高橋文五郎君	楠 正俊君	佐藤 隆君	八田 一朗君	高田 浩運君	長屋 茂君	矢野 登君	若林 正武君	山崎 五郎君	植竹 春彦君	村尾 重雄君	小平 芳平君	北條 浩君	山田 徹一君	白井 勇君	向井 長年君	二宮 文造君
大竹平八郎君	吉江 勝保君	土屋 義彦君	岡本 悟君	黒木 利克君	宮崎 正雄君	西村 尚治君	永野 鎮雄君	増田 盛君	渡辺一太郎君	山本敬三郎君	木内 四郎君	小山邦太郎君	中村 正雄君	白木義一郎君	柏原 ヤス君	横山 フク君	高山 恒雄君	渋谷 邦彦君
岩動 道行君	内田 芳郎君	中津井 真君	山内 一郎君	久次米健太郎君	鈴木 省吾君	玉置 猛夫君	沢田 一精君	平泉 涉君	劔木 亨弘君	上原 正吉君	石原幹市郎君	新谷寅三郎君	鍋島 直紹君	前田佳都男君	大谷 賛雄君	藤田 正明君	青田源太郎君	大谷 藤之助君
和田 鶴一君	大森 久司君	林田悠紀夫君	山本茂一郎君	佐藤 一郎君	小林 国司君	大松 博文君	近藤英一郎君	玉置 和郎君	山崎 竜男君	杉原 荒太君	河野 謙三君	井野 碩哉君	徳永 正利君	増原 恵吉君	青柳 秀夫君	梶原 茂嘉君	栗原 祐幸君	柴田 栄君
達田 龍彦君	石原慎太郎君	安永 英雄君	和田 静夫君	長田 裕二君	上田 哲君	吉武 恵市君	鹿島守之助君	松平 勇雄君	寺尾 豊君	田口長治郎君	山本 利壽君	平島 敏夫君	田中 茂穂君	谷口 慶吉君	櫻井 志郎君	長谷川 仁君	二木 謙吾君	河口 陽一君
熊谷太三郎君	竹田 四郎君	佐田 一郎君	松本 英一君	上田 稔君	亀井 善彰君	木村 陸男君	小林 武治君	郡 祐一君	古池 信三君	平井 太郎君	八木 一郎君	山下 春江君	西田 信一君	村上 春蔵君	金丸 富夫君	井川 伊平君	鹿島 俊雄君	丸茂 重貞君
竹田 現照君	岩間 正男君	春日 正一君	渡辺 武君	成瀬 幡治君	藤田 進君	加瀬 完君	斎藤 昇君	高橋 衡君	横川 正市君	松永 忠二君	三木與吉郎君	林 虎雄君	松本 賢一君	温水 三郎君	米田 正文君	中村 波男君	森 勝治君	久保 勘一君
村田 秀三君	前川 旦君	河田 賢治君	小笠原貞子君	須藤 五郎君	北村 暢君	秋山 長造君	廣瀬 久忠君	迫水 久常君	小柳 勇君	大矢 正君	赤間 文三君	森 八三一君	佐野 芳雄君	小林 武君	木島 義夫君	山本 杉君	鈴木 力君	川上 為治君

國務大臣

大橋 和孝君	田中寿美子君
矢山 有作君	瀨谷 英行君
吉田忠三郎君	西村 闕一君
大森 創造君	野上 元君
千葉千代世君	森中 守義君
近藤 信一君	鈴木 強君
森 元治郎君	阿具根 登君
永岡 光治君	中村 英男君
久保 等君	岡 三郎君
羽生 三七君	龜田 得治君
占部 秀男君	大和 与一君
足鹿 覺君	田中 一君
藤原 道子君	松澤 兼人君
内閣總理大臣 佐藤 榮作君	
外務大臣 愛知 揆一君	
大藏大臣 福田 赳夫君	
郵政大臣 河本 敏夫君	
國務大臣 有田 喜一君	

政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君
 外務省アメリカ局長 東郷 文彦君

昭和四十四年六月十三日 参議院會議録第二十七号

七四二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可



一部四十円

(送料別)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二一(大代)